

平成20年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成20年9月11日（木曜日）

議事日程第1号

平成20年9月11日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第68号 八峰町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第69号 能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第6 議案第70号 損害賠償の和解について
- 第7 発議第7号 八峰町議会会議規則の一部を改正する議会規則制定について
- 第8 議案第71号 平成20年度八峰町一般会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第72号 平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第73号 平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第74号 平成20年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第75号 平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第76号 平成20年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第14 発議第8号 決算特別委員会の設置について
- 第15 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第16 議案第77号 平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第78号 平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第79号 平成19年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19 議案第80号 平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第20 議案第81号 平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 第21 議案第82号 平成19年度八峰町基川財産区特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 第22 議案第83号 平成19年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第84号 平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第24 議案第85号 平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第25 議案第86号 平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第26 議案第87号 平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第27 議案第88号 平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	福司和明
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一

企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	木村学	税務課長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教育次長	伊藤進	学校教育課長	伊勢均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤なつ子

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年9月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤 實委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。運営委員長の木藤でございます。

それでは、ご報告いたします。

議長からの諮問に応じ、去る9月4日、議長同席のもと、委員全員出席し、議会運営委員会を開催いたしました。

平成20年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本会議の会期については本日から9月19日までの9日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしている日割表、議事日程表のとおり決定いたしま

したので、ご報告いたします。

- 議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの木藤議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月19日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの9日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 皆様、おはようございます。

本日、平成20年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には秋の収穫期を控え何かとご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、防災関係について申し上げます。

今年は全国的な局地的豪雨によって各地で大きな被害がありましたが、本町にあっては幸い何度かの大雨でも被害を受けることがなく今日を迎えております。

この大雨後の8月21日に横間の松岡俊實さんが真瀬川河口の日和見橋付近で行方不明となり、家族からの要請を受けて遭難対策本部を設置して捜索を23日までの3日間実施しました。捜索には巡視船「しんざん」や防災ヘリ「なまはげ」も導入しましたが、残念ながら未だ発見されておられません。捜索については23日の捜索終了を以て解散しましたが、消防・警察等が平常業務の中で海岸の見回りを現在も実施しております。あわせて、地元、横間自治会では、24日以降も海上と陸上からの捜索を8月いっぱい実施しました。

次に、昨年着手した「町防災計画」についてですが、7月15日に町の防災会議を開催し、計画の承認を得たところですが、防災意識の向上のため、過去の災害を参考とした津波・水害のハザードマップを作成し、21年度に配布できるよう年度内に再度開催する

こととしました。この計画の概要については、先般の議会全員協議会で説明したところ
であります。

次に、新庁舎建設関係の工事の進捗についてご報告いたします。

7月上旬より造成工事を進めており、全体的には10月いっぱいの完成を目指しており
ます。

一方、庁舎本体工事や地中熱ヒートポンプ工事については、造成の土工事が一段落し
た今週初めに現場入りし、それぞれの工事に着手したところであります。

次に、戸籍の電算化についてご報告いたします。

新庁舎の供用開始に合わせて整備を計画している戸籍の電算化であります。職員に
よる県内の実施市町村での調査を踏まえ、8月26日にプロポーザル方式による業者選定
を行い、現在、契約事務を進めております。

今議会に契約案件を追加提案しますので、よろしく申し上げます。

戸籍の電算化は、全県的には65%ほどの普及率となっておりますが、県北地区が遅れ
ております。この電算化の整備によって必要な戸籍が瞬時に取れることから、新庁舎で
の行政サービスの目玉として、町民の期待に応えるべく準備を進めてまいります。

次に、行政改革関係について申し上げます。

8月22日に町の行政改革懇談会を開催しました。集中改革プランのうち、事務事業関
係の19年度末現在での目標に対する実施率は92.3%となっておりますが、残る未実施項
目は5件で目標年度の21年度までに実施したいと考えております。

また、八峰町行政改革大綱の実施状況では、実施率で81.2%、未実施項目が13項目と
なっておりますが、新庁舎の業務開始後に改善する方向のものなどがあり、実施率がさ
らに高まるものと思っております。

あわせて、県からの権限移譲については県から示された事項について関係職員が県職
員の説明を受けて導入を検討しているところであります。

次に、自治体財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況についてであります。実
質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標については、
今年度から議会への報告並びに住民への公表を行うことになっておりますが、このたび
県市町村課の検収及び町監査委員の審査を終えたことから、今定例会開会中に監査委員
の意見書を付して報告したいと考えております。

比率については、4指標とも健全域にあるとの結果となっております。

なお、公表については、9月末に速報値を、11月末に確定値を総務省より公表される予定となっておりますが、町においても掲示場や広報・ホームページ等で公表いたします。

次に、活性化イベントについてであります。8月24日、ポンポコ山公園を会場に第8回ポンポコ山音楽祭が開催されました。子ども園児によるアトラクションや峰浜中学校吹奏楽部による演奏など内容の充実も図られ、多くの観客で賑わっていました。

メインのアマチュアバンドやゲストミュージシャンの演奏時に雨が降り出して観客も少な目となりましたが、町の活性化を目的に資金調達から実施まで努力された実行委員会の皆さんに深く敬意を表するものであります。

次に、6月28日、岩子集落において大変悲惨な殺人事件が発生しました。家族内での事件とはいえ、その事件内容から岩子集落の方々はもちろんのこと、当町の住民にとっては大変衝撃を受けたところです。

町としては、事件後、町内福祉関係団体による緊急の連絡調整会議を開催し、岩子自治会の意向を踏まえながら、地域住民への心のケアを最重点として取り組むこととしました。

7月16日には岩子集落において地域住民との懇話会を開催し、事件後地域が抱えている悩みや不安などについて話し合いをしたほか、藤里町「こころと命を考える会」の袴田俊英氏の講話をいただきました。

また、翌17日からは保健師による岩子集落全戸訪問や保健師だよりの配布をしたほか、社会福祉協議会では休止状態にある岩子老人クラブの再活動に向けての取り組みを行っております。

今後、岩子自治会とも協議しながら懇話会の開催や保健師による健康相談の実施などを通して、長期的な視点に立った心のケアを中心とした支援をしてまいりたいと考えております。

次に、八峰町戦没者追悼式が8月18日、八峰町文化ホールにおいて執り行われました。

式典には、遺族をはじめ来賓の方々など78名が出席され、先の大戦で犠牲となられた戦没者の英霊に哀悼の意を表すると共に、戦後63年を過ぎ戦争体験者が少なくなる中、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく次の世代に語り伝え、二度と戦争を繰り返してはならないとの決意を新たに誓い合ったところであります。

次に、自殺予防対策についてですが、今年度、新たに心のふれあいサポーター養成講

座が7月から始まっております。この講座は、心の相談ができる住民の拡大を図ることを目的に実施するもので、25名が参加し、10月まで5回の講座を予定しております。

9月には「心と命を大切に」をテーマとした標語を募集し、自殺予防の機運を高めるため、入選作品の看板を公共施設等へ設置したいと考えております。

また、自殺予防対策をより強化推進するための地区診断の実施について模索していたところ、秋田大学医学部から協力の申し出があり、10月に全町的な心の健康づくり調査を実施するため準備をしております。

次に、健康診査についてであります。今年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査が始まり、6月に集団検診が終了しました。対象となる40歳以上74歳のうち、国民健康保険へ加入している方、563名が受診されております。

特定健康診査の目的は、メタボリックシンドロームと言われる内臓脂肪症候群とその他の異常を発見し、そのリスクを改善することにありますので、9月中旬から始まる特定保健指導では指導内容を創意工夫しながら、対象となった方々へ継続的な支援をまいります。

次に、海岸の一斉清掃についてですが、海開きを前にした7月12日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は心配された天候も回復し、町民の皆さんや町内建設業者の従業員等たくさんの方々が活動に参加して頂き、心から感謝を申し上げます。

集められたごみは、プラスチック類・ロープ類などの可燃ごみが約4,500キログラム、ビン・缶類、鉄くずなどの不燃ごみが約500キログラムでした。例年どおり、多くは漂着したのですが、中には冷蔵庫など不法に投棄されたと思われるものがあり、改めてマナー向上の必要性を感じたところでもあります。

なお、9月20日から10月19日までの1カ月間は、秋季大掃除実施期間となっておりますので、各自治会におかれましては、地域の環境を向上させるため積極的な取り組みをされるようお願いを申し上げます。

次に、採血用穿刺器具の不適切使用、いわゆる使い回しについて申し上げます。

この採血器具は、主に糖尿病患者が血糖値測定のため個人的に使用するよう販売されているものですが、その利便性などから、多数の医療機関や市町村によっては保健教室等でも利用され、同一採血器具で複数の人に使用されていたことが判明しました。

今年6月に県より通知があり、針やキャップを交換しないまま複数の患者に使用した場合、感染の恐れがあるとした採血用穿刺器具の中に、町営診療所において購入したも

のがあり、調査の結果、針は交換していましたがキャップを交換しないまま1名に使用していたことがわかったものです。町営診療所では、この採血器具の使用を直ちに中止したほか、患者の方に説明の上、血液検査を実施しました。検査の結果は、B型肝炎、C型肝炎及びエイズ検査のいずれも陰性で、感染の恐れはなく安心しておりますが、今後、医療機器の取り扱いには細心の注意を払い、診療にあたってまいります。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、初養老を迎えた方が128名、傘寿の方が11名、米寿の方が49名となっております。また、金婚夫婦も39組おられました。

いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝い申し上げますと共に今後のご長寿をご祈念申し上げます。

9月7日に八峰町文化ホールにおいて開催された敬老式には、対象者のうち46名の初養老を含めて120名が出席し、互いに近況を語り合うなど和やかな雰囲気の中で行われました。式典終了後のアトラクションでは、峰神太鼓による演奏や水沢芸能保存会の「昔の農作業風景」と題した演劇が披露され、盛んな拍手や笑いが起きるなど、楽しい一日を過ごして頂いたところです。

次に、農業関係について申し上げます。

今年の稲作の状況ですが、春先の水不足で稲の生育が心配されたところですが、全国各地で頻発している集中豪雨や台風の影響もなく、順調に推移しております。

先日発表された8月15日現在の作柄概況によりますと、全国的に「平年並み」または「やや良」となっておりますが、秋田県は「やや良」の豊作型となっておりますが、8月中旬以降の低温、日照不足が登熟へ影響しないか心配しております。

また、依然として米過剰は続いておりますが、国際的な食糧価格の高騰や食料品の相次ぐ値上げの影響を受けて、今年に入ってから米の消費増や米粉商品への関心が高まるなど、徐々にではありますが米への回帰の兆候が出始めております。

次に、猿害対策の取り組みについて申し上げます。

昭和63年に岩館地区でニホンザルによる農業被害が発生して以来、猿害対策の一つの手法として銃器等による捕殺を認めるよう求めてきたところですが、秋田県では追い上げ活動などで十分であるとして、学術研究目的や有害鳥獣駆除など一部を除いて一切認めませんでした。

被害農家や関係者の強い働きかけの結果、これまでの方針を転換し、有害鳥獣捕獲に

関する取扱要領の改正を行い、8月1日から施行されたところであります。この改正により、従来からの人的被害対策に加え、新たに農林業被害や生活環境被害対策についても、銃器等による捕殺が認められることになりました。

猿の捕獲を求めてきた本町としては、改正要領に基づき、実施方針及び活動基準を定めて捕獲活動を実施することとしました。先月25日には八峰町猿害対策地域協議会を開催し、承認をいただいたところであります。

なお、実弾を使用した追い上げや捕獲活動の実施主体は市町村に限定されているため、町が実施主体となって行うものであります。

新たな捕獲活動に何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げますと共に、この活動に伴う必要経費について、今定例会に補正予算を計上しておりますので、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、農林水産物処理加工施設の天然塩についてですが、ミネラル分を適度に含み、後味のまろやかさが好評で、8月9日からハタハタ館と町内の産直等で販売を開始いたしました。8月末までの出荷数は、パッケージ350個、スタンドパックで1,000個を超えており、当町に新しい特産品が誕生したものと思っております。

また、「白神塩もろみ」の試作品も出来上がり、9日の議会全員協議会でご賞味いただいたところでございますが、この新規の食品保存資材の活用によって、白神ブランド食品群の構築が図られるものと期待しております。

現在、秋田県、町、白神自然食品株式会社で特許の共同出願を準備中であり、今定例会に商標登録と特許出願及び登録関係手数料の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、真瀬沢地区町有林の整備について申し上げます。

県森づくり推進課は、水と緑の森づくり事業で、生育が思わしくない杉人工林等の針葉樹と広葉樹の混交林化を図り、環境や公益性を重視した森づくりを推進しようとしております。

このため、真瀬沢地区町有林の針広混交林化計画を県と町で協議しておりましたが、標高450メートル以上の生育が不良な杉人工林41ヘクタールについて、県営事業により混交林化を進めてまいりたいと考えております。

真瀬沢地区には、今年度から県営高能率生産団地路網整備事業により作業道が整備されてまいりますので、森林施業計画に基づく間伐などの森林整備を推進するとともに、

森林の多面的機能の発揮に配慮した混交林の整備も年次計画で推進してまいります。

次に、今年の海水浴客の入り込み状況であります。7月下旬から8月上旬は天候に恵まれ、特に7月20日、8月10日の休日は駐車スペースを探すのも困難な状況で、一日に5,000人以上の海水浴客が訪れたものと見込んでおります。

しかし、例年、最も混み合うお盆期間中の天候が不順で、この夏の海水浴客は、前年を5,000人上回ったものの6万人台には届かず、5万7,000人程度にとどまったものと見込んでおります。

御所の台オートキャンプ場の利用者は3,180人で、前年を318人上回り、特に県外から訪れた利用者のアンケートには、日本海を眺望でき、温泉施設が隣接しているキャンプ場に高い評価の声が寄せられております。

ハタハタ館の4月から8月末現在の入浴者数は、6万9,300人で、前年と比較すると入浴者数で3,900人、率にして5%減少しております。これは、ガソリンの高騰と食料品をはじめとする諸物価の上昇で、人の出足が鈍くなり、財布の紐が硬くなっているとの表れではないかと思っておりますが、今後とも、より一層の経営の合理化と来訪者に喜ばれるサービスの提供によって、町内観光の拠点施設としての役割を果たしてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

平成21年度開校に向けた八森地区統合小学校大規模改修工事は、学校の夏季休業期間中を利用し、工事を集中的に施工するなど、概ね計画どおり順調に進んでおります。北棟、中央棟、そして体育館内部工事については、中間検査の終了に伴い引っ越しを行い、8月26日に2学期の始業式を迎えることができました。

リニューアルされた校舎についての子供たちの感想は、明るくなった、楽しいといった声が寄せられ、特に給食用のエレベーター部分を利用して作られた子供たちの語らいの空間と、海が見える6年生の教室が非常に評判がよいと聞いております。

なお、体育館の屋根改修につきましては、当初、予想したより腐食が激しく、議員の皆様方のご理解により部分改修から全面改修に変更することになりましたが、降雪前の完成を目指して施工を進めてまいります。

また、本体工事は南棟部分に移りますが、引き続き、子供たちの安全確保には万全の配慮をしながら施工してまいりますので、保護者をはじめ、学区住民の皆様方には、今まで以上のご協力をお願い申し上げます。

次に、全国学力・学習状況調査結果について申し上げます。

昨年に続いて今年度も、去る4月20日に小学校6年生と中学校3年生を対象に国語・算数・数学の全国学力・学習調査が実施され、結果は8月29日に文部科学省から公表されました。

秋田県の児童・生徒については各種マスコミ報道のとおり、小学校6年生は、いずれの教科も全国トップの成績であり、中学校3年生も全て3位以内の成績となっており、2年連続で好成績を収めました。

本町の各小中学校につきましては、昨年に引き続き、全国及び全県の平均正答率を上回る調査結果となっており、これもひとえに子供たちの頑張りはもとより、家庭・学校・地域が一体となった取り組みが結実したものであり、素直に喜びを分かち合いたいと思います。

なお、今後ともおごることなく学校教育の充実に努めてまいりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、食材等高騰下の学校給食の運営状況について申し上げます。

食材価格を昨年同期と比較いたしますと、主食の精米については米価の下落により若干値下がりしましたが、パンや麺類等、小麦粉関連製品については国際的な調達価格が高騰しており、パンについては県学校給食会からの調達で市場価格ほど高騰していませんが、それでも6%、麺では30%上昇しております。

また、主菜や副菜の食材となる乳製品や油脂類、肉類については、穀物相場の高騰の影響で30%から40%程度高騰したものもあり、今後、小麦粉価格の更なる引き上げや原油高騰に伴う容器・包装資材、輸送費等の価格転嫁も予想されることから、大変厳しい状況に置かれているものと認識しております。

今後とも食材価格が高含みで推移するようであれば、新年度において給食費の改定について検討しなければならないものと考えており、食材価格の動向を注視するとともに、児童生徒の給食の量的なものや嗜好等を把握するため、小学校3年生以上を対象に今月末を期限にアンケート調査を実施しているところであります。

なお、地産地消の一環として昨年より漁協女性部から水産物の納入を受けておりますが、本年度「おらほの館」と地場産野菜の供給について価格面、供給体制について合意し、2学期から生産者の顔の見える新鮮で安心・安全な食材を納入していただいているところであります。

次に、社会教育について申し上げます。

6月27日、平成20年度八峰町ことぶき大学の開講式が旧岩子小学校体育館にて開催され、総勢460名の大学生のうち325名が参加しました。

八森・峰浜地区が合同で開講式を行うのは今回が初めてであり、名実ともに八峰町ことぶき大学としてスタートしたところでもあります。

7月17日から18日にかけて行われたことぶき大学移動研修には64名の大学生が参加し、青森県の下北半島をめぐる研修を行っております。2日間の様々な研修を通じ八森・峰浜両地区の親交がさらに深められ、大変有意義な研修となりました。

次に、第3回町民野球大会について申し上げます。

8月10日に、広域峰浜球場を主会場に各地区から出場した23チームが1、2回戦12試合を行い、ベスト8が決まりました。

当初、8月3日が初日でありましたが、雨天のため10日に順延したもので、準決勝・決勝戦は8月14日に変更しました。しかしながら、14日も早朝から強雨にたたられ、やむなく中止に至りました。

なお、来期より出場選手の年齢上限を64歳以下とし、高年層にも出場機会を拡大するなど、内容の充実を図ってまいります。

次に、成人式について申し上げます。

今年の成人式は8月14日、八峰町文化ホールにおいて開催いたしました。

対象者は昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まれの112名で、うち90名が出席しました。

当日は雨模様でしたが、会場は晴れ着やスーツ姿の新成人が集い華やかな雰囲気に入れ、式典では新成人代表が20歳になった自覚と責任について力強い誓いの言葉が述べられました。町からはフォトフレームを贈呈いたしました。

次に、NHKジュニア野球教室について申し上げます。

8月24日、NHKジュニア野球教室が広域峰浜野球場で行われました。

この野球教室は、NHKが主催し視聴者とNHKを結ぶことを目的に全国各地で参加型スポーツイベントとして行っており、八峰町誕生記念事業の一環として町がNHK秋田放送局に依頼して実現したものです。

野球教室には八森白瀑、観海、岩館、水沢、埴川の町内野球スポ少から87名の児童とクラブの監督やコーチ、保護者らが参加しました。講師は、西武ライオンズで捕手とし

て活躍し、昨年まで同チームの監督を務めたNHKプロ野球解説者伊東勤さんと、日本ハム、巨人などで投手として活躍し、現在NHKプロ野球、メジャーリーグ中継の解説者武田一浩さんが務めました。

この野球教室終了後には指導者講習会も開催され、各クラブの指導者へ練習方法や指導のポイントについて講義がなされ、参加者はメモを取りながら真剣に聞き入っていたところであります。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

4月から8月末までの宿泊及び日帰り利用者数は、宿泊者は3,212人、日帰り利用者は2,060人であり、収入は872万3,970円となっております。

昨年7月オープン以来、利用者数は確実に伸びており、センター職員一同、それを励みに一生懸命頑張っているところであります。

なお、マスコミ等に多く取り上げられるようになり、それに伴い県外からの個人や少人数による利用形態が増え、それぞれ違うニーズに合わせた対応が必要となり、限られたスタッフによる今以上に効率のよい運営が求められております。

最近ホームページを見て外国からも問い合わせがあり、10月には香港や韓国からのお客様も50名以上利用されることになっております。

また、これから秋にかけても30団体約1,200名の利用者を見込んでおり、冬期間はセンター独自事業に力を入れ、PRと集客にさらなる努力をしてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第68号、八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、地方自治法の一部改正によって議員の報酬の名称が「報酬」から「議員報酬」に改められたため、関係の町条例を改正するものであります。

議案第69号、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてですが、能代市二ツ井町にある能代山本広域老人保健センター「松風荘」を廃止し、所在する能代市に無償譲与するための財産処分に関するものであります。

議案第70号、損害賠償の和解についてであります。昨年5月に御所の台ふれあいパーク野球場付近の排水マンホールに落下した能代市在住の方と、落下の際に破損した携行物品に対する損害賠償請求に対して和解が成立したことから、規定により提案するものであります。

議案第71号、八峰町一般会計補正予算（第3号）は、補正額を2億1,857万4,000円と

して、歳入歳出予算の総額を62億5,305万8,000円とするもので、主なるものとしては、土地取得特別会計での繰上償還の繰出金、ふるさと回帰フェアへの参加経費、滝ノ間駅前公衆トイレの水洗化、畑谷生活改善センターの水洗化、年金特別徴収ASPの導入、介護保険特別会計繰出金の追加、町営診療所特別会計繰出金の減、猿害対策経費の強化、町営住宅火災報知器設置工事、高齢者世帯等火災報知器設置、統合小学校備品購入費、財政調整基金への積み立てなどであります。

議案第72号、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、補正額を845万3,000円円として、歳入歳出予算の総額を10億7,722万4,000円とするものです。

主な内容としては、6月議会定例会で決定をいただいた税率による保険税や医療費給付区分の変更に伴う国庫支出金などを見直したものとなっております。

議案第73号、八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、補正額として1,462万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,258万3,000円とするものです。

主な内容としては、過年度分の事業費が確定したことによる精算となっております。

議案第74号、八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、補正額として4,704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,526万9,000円とするものです。

内容は、ポンポコ山公園用地取得他15件について、秋田県町村土地開発公杜へ全額繰上償還するというものであります。

議案第75号、八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、補正額として840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,783万3,000円とするものです。

内容は、前年度繰越金で峰浜地区の配水管布設工事に充てるというものであります。

議案第76号、八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、補正額として33万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億631万9,000円とするものです。

内容は、レントゲン機器点検費用の追加です。

議案第77号から議案第88号までの各案件は、平成19年度各会計決算を認定いただくものであります。

以上、9月議会定例会でご審議いただく議案は21議案であります。詳細については、各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第68号、八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等

に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。

議案第68号、八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、説明いたします。

八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律、これが今年6月18日に公布になりました。議員の報酬の名称が「報酬」から今度「議員報酬」に改正になったところであります。それに伴って関係する条例の規定を改正する必要があることから、本条例を制定するものであります。

次のページです。説明いたします。

この一部を改正する条例ですけれども、先ほどの説明のとおり「報酬」を「議員報酬」ということで、他の委員会の報酬と区分するという内容でございます。

それで関係する条例の一部改正は4件ありまして、一番上の方の八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の中に「報酬」を「議員報酬」に改める部分が何カ所かございます。

それから第2点が、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、これの中にも同じような文面がございますので、これも合わせてございます。

次、3つ目が八峰町特別職報酬等審議会条例の一部改正、この部分でございます。

さらに4点目が、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正、この中にも出ますので一括して改正するという内容でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第69号、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、ご説明いたします。

地方自治法第289条の規定により、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町の協議のうえ定めるものとする。

平成20年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。能代山本広域市町村圏組合が共同処理する事務のうち、老人保養センターの設置及び維持管理並びに運営に関する事務を廃止することに伴い、建物等の処分について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、お開き願います。

別紙として財産処分に関する協議書を載せております。

地方自治法第289条の規定により、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴い、能代市に譲与する財産を次のとおり定める。

財産名は、能代山本広域老人保養センター「松風荘」616.032平方メートル及び附属施設、設備備品一式でございます。

所在地は、能代二ツ井町駒形字塚ノ台36番地1となっております。

補足でございますが、譲与予定年月日は平成21年4月1日でございます。

施設の概要でございますが、昭和48年に約5,400万円で建設されております。去年は4,946人ほどの利用者がございました。全協でもお話ししましたが、広域の負担割合は八峰町100分の5でございますが、少額であることから19年度八峰町からの負担実

績はないということでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第69号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第70号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第70号について説明いたします。
損害賠償の和解についてであります。

全協で説明のとおり、平成19年5月12日に八峰町八森字御所の台地内の御所の台ふれあいパーク野球場において、付近を散策中の和解の相手方が、鉄製の蓋がかかった排水マンホールの上に登り、腐食していた鉄板とともに深さ約6メートルに落下したものであります。それで所持していた携帯電話、あるいはデジタルカメラ、それから衣服等が水没した、それによって損害を受けたということで、今年の3月に正式に賠償請求がありましたので、これまでそれぞれの関係の方に協議してまいりました。それによって、下記のとおり損害の賠償に関し和解することができましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるという内容でございます。

平成20年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

和解の内容ですけれども、8月の27日にですね正式に和解が成立しました。

1番の和解の内容です。（1）の本件事故に関する一切の損害賠償金は、金7万3,500円とする。これは先般の説明のとおり24万5,000円ほどの損害ということで、それに対

する町の過失割合が3割ということで、その相当額でございます。

(2) が上記損害賠償金を八峰町が和解の相手方に支払う。

(3) 和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2番の方、和解の相手方は、能代市栄町9番16番、高嶋博昭さんです。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） このマンホールの深さが6メートルということでしたけれども、大人がすっぽり入ってしまうようなマンホールということで直径はどのくらいあったのかということと、それからここは野球場ですので小さい子供たちもよく出入りしている場所だと思います。幸い大人でしたので、それが自分の意思で助けられたと思うんですが、深さ6メートルもありましたら小さい子供であったらどうだったのかなというふうなちょっと心配があります。それで、その後どのように改修したのか。説明を受けましたけれども、場所が場所だけにどういうふうに改修したのか、できれば写真でも提示してほしいなと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田産業課長。

○産業振興課長（武田 武君） まずマンホールの幅でございますけれども、1メートルちょっとの大きさになっています。以前、転落等の事故がございまして鉄板の蓋をかけておったところでありまして、排水の深さがですね道路等の盛り土、それで海岸部への排水という形で深さが6メートルという形になっています。

その後の改修なんですけれども、この5月時点、まだ草も生えてなくてですね、そこに通ずる側溝の蓋、ここは歩きやすかったもので、この方はそこを渡って思いがけなくマンホールの蓋に上がったということのようです。その大人の重量でもって腐食してあった鉄板の部分、これが欠けまして鉄板と一緒に転落という形です。

蓋をしておりましたので、私どもも点検した段階ではまだまだ大丈夫だということですが、その上がったときの状況をちょっと確認できませんけれども、その重量によって落ちたものだと思っております。

現在の改修方法ですが、現場でもってコンクリート製の蓋、これをつくって転落等の事故がないようにしております。現在、草等が上がっておりまして鉄管等1回やったんですけれども、地籍調査等の作業もありまして現在撤去しておりますが、今、草の枯れた状態で新たに鉄管でもって立ち入り禁止のきちんと措置を取りたいというふうに思っております。

普段であれば子供方、そこで遊ぶという場所でもありません。たまたまオートキャンプ場をかかって海岸部に行くところの通路という、通行したという形での転落でございましたので、こちらも普段そこには子供方は立ち入らない、そういう場所というふうな認識でございました。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今のことなんですけれども、あそこのとこね、7・3という割合だという随分、相手方がすごく了承、この携帯電話、デジタルカメラ、衣服とかね、みんな壊れたかどうかわかんないけれども、それとかいろんな面があったにも関わらず7・3で町が3ということは、随分、相手方が立派な人だったのかなとこう思いまして、その内容をちょっと答弁してもらいたいんですけれども。

それからあそこのところを通らないように塞いでおかなくちゃいけないでしょう。野球場のところ。ずっとあのままでしょう。もう通って行く獣道のように感じてずっとなってるじゃないですか。だから、あの前に事故を起きたときに直すって言ったけれども、あれからもうかなり何年も経っているけれどもね、あのまま放置されているということは、本来は町の責任が大じゃなかったのかなと思うんですけれども、これからはあそこのところは蓋して通行止めとかってさせないんですか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） ご質問の前段の方の7・3の過失の割合のことについて説明します。

いろんな保険会社の方、総合賠償保険の方でやったわけなんですけれども、これの方の判断では、施設管理者としてのマンホールの蓋がですね腐食している、それを見逃してしまった、その責任は町にあると、これが3割。それから普段入っていないところにたまたま上がってしまった本人の方の過失が、これは7割だということで、そういう判断で町の施設管理の部分が欠けてあったと、それで3割という結論になったと聞いてます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 転落事故後においては、すぐ応急ではございましたがコンパネの蓋をし、脇に木のですね、杭を打って危険のテープ、それから立ち入り禁止の措置を行っております。その後、蓋を現場でうちのコンクリートの蓋を整備した際にそのものは撤去いたしました。その後なんですけれども、木の杭等でやってあったんですけれども草等が伸びてですね、全然見えないような状況になって、それを撤去したという形になっています。ですので、今後、草が枯れた段階で鉄管でもって中に入らないよう、そういうふうな立ち入り禁止の措置を講じることで現在進めております。

現在、コンクリートの蓋はですね、クレーンでないと持ち上げられないくらいの重量で、今のところは跳ねても飛んでも落ちるといふような状況ではありません。そういうふうなことから、ちょっとその柵の方につきましては周りの草、これまた刈りますとその周辺に近づく恐れがありますので、現状で対応しています。いずれきちんと鉄管等をやる手立て、看板等を設置しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第7号、八峰町議会会議規則の一部を改正する議会規則制定についてを議題とします。

議会事務局長に説明させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 別冊になっております発議第7号をご覧いただきたいと思います。

発議第7号

平成20年 9 月 11 日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定に基づき、八峰町議会会議規則の一部を改正するものとする。

提案の理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられた。

このことによりまして、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものでございます。

今回の改正の趣旨でございますが、ほとんどの町議会におきまして実態として全員協議会など、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整のための場が設けられております。ところが、現行法上、正規の議会活動は本会議、委員会への出席や議員派遣などに限られるという解釈が取られてきておりました。このことから、全員協議会等への出席については費用弁償の支給や公務災害の対象にならないとされてまいりました。

今回の法の改正によりまして、議会全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置づけられたことから、今後、協議の場への出席は費用弁償の支給及び公務災害の補償の対象となりうるということでございます。実際には費用弁償は当議会ではお支払いしておりませんが、公務災害の対象にはなるというような改正であります。

それから議会としての意思の決定につきましては、これまで同様に、あくまで本会議、それから委員会においてなされるものでございまして、協議の場というのは、それを補完するという意味でございますので、本会議や委員会を代替するということとはできないということで、これまでどおりでございます。

それから条文にあります別に定める事項、議長が別に定めるということの事項としま

しては、公開をどうするのか、傍聴させるのかどうか、それから記録をどうするのか、議長が不在のときはどうするのかと、こういうことを別に定めるということになっておりますので、これにつきましては後で議会運営委員会に諮るなどして決定したいなというふうに考えております。

以上であります。

次のページに附則、議会の会議規則が載っておりますが、上段と中段の章と、それから条項の整備でございますので省略させていただきます。新たに第15章として全員協議会というものが出来まして、第18条の1項から3項までというふうに規定されるということございまして、これが当議会の議会規則に追加されるということでございます。

なお、この規則につきましては、公布の日から施行するということでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。5分間としたいと思いますので、11時5分まで参集のほどをお願いします。

午前11時 休 憩

.....
午前11時5分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第71号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第71号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

平成20年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出それぞれ2億1,857万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ62億5,305万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方は7ページからご説明申し上げます。歳入、7ページ。

2 歳入、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、補正額1億3,345万3,000円。普通交付税、平成20年度が決定になりました。補正額が1億3,345万3,000円です。縮めて29億5,732万9,000円となります。

14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金、補正額150万2,000円。区分の1の住宅費補助金150万2,000円。説明のところでは、公営住宅ストック総合改善事業費150万2,000円。これは公営住宅の火災報知器設置に対する国庫補助金でございます。補助金の基本額333万8,000円の45%の150万2,000円でございます。

15款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金、補正額10万円減額でございます。市町村における学校教育将来構想策定補助金でございますが、全県の補助金の調整によりまして10万円が減額となります。

8ページ、18款繰入金1項特別会計繰入金2目介護保険特別会計繰入金、補正額351万3,000円。区分介護保険特別会計繰入金、351万3,000円。平成19年度決算に基づく精算でございます。

9ページ、18款繰入金2項基金繰入金2目減債基金繰入金、補正額3,000万円。1繰入金3,000万円。繰上償還金の財源として減債基金からの取り崩しのものがございます。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額4,983万3,000円。繰越金。一般会計繰越金4,983万3,000円。本補正予算に伴う財源の調整のためのものがございます。なお、前年度の繰越金の保留分は9,263万2,000円となっております。

20款諸収入5項雑入3目雑入、補正額57万3,000円。雑入57万3,000円。総合賠償補償保険でございますが、これは先ほど決定いただきました、先の全協でも説明しております。

すが、平成19年の5月に発生しました御所の台球場付近での発生しました、転落事故による保険金でございます。なお、この後の歳出と同額でございます。7万3,000円が、今説明しました保険金でございます。

次の10ページ、50万円。環境保全促進事業補助金でございますが、これの原資はモーターボート競争の施行者協議会という組織がございまして、そこからの助成金でございます。なお、これにつきましては、この後の企画費の歳出で詳細な内容についてご説明申し上げたいと思います。

21款町債1項町債1目総務費、補正額20万円の減額。4臨時財政対策債20万円の減額ですが、これは発行可能な額がですね、決定されたものによるものでございます。

11ページ、3歳出、1款議会費1項議会費1目議会費、補正額55万1,000円。これは8の報償費2万円から14の使用料まででございますが、議員の研修の概要が決定になったことによりまして、交通機関をバス利用ということになる予定でございます。それに伴う予算の組み替えでございます。

12ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額7万4,000円。これは補償補填及び賠償金ですが、先ほど歳入で申し上げました転落事故による保険金でございます。2目文書広報費11万8,000円の補正ですが、9の旅費7万7,000円、それから19の負担金補助及び交付金4万1,000円。これは広報担当者による広報セミナーが東京で行われますので、それに要する旅費と参加費でございます。15財産管理費、補正額が4,704万3,000円。28繰出金4,704万3,000円。土地取得特別会計繰出金。これは県の土地開発公社から借り入れしておりました借り入れの償還のですね、全額を繰り上げて償還に関わるものでございますが、それに対する一般会計からの繰出金でございます。6支所及び出張旅費1万2,000円。11の需用費1万2,000円。これは光熱水費のLPガスの契約の変更でございます。7企画費203万3,000円。8の報償費28万円。10の地球温暖化対策協議会関係報償費、9の旅費105万6,000円。普通旅費、特別旅費。11の需用費18万4,000円。これにつきましては先ほど原資がモーターボート競争の施行者の協議会からの50万円でございますので、それらが原資になってございます。

13ページ、役務費5万1,000円。13委託料47万6,000円。この47万6,000円につきましては、説明のところに書いておりますが、地域の省エネルギービジョンの策定の調査でございますが、これは予算の組み替えによって減額されてございます。14使用料及び賃借料3万8,000円。事務機器、あるいは自動車等でございますが、前後になりますけれ

ども12ページのですね、企画費と、それから13ページにわたる、ただいま説明申し上げましたところは、地球温暖化による対策協議会、あるいは省エネルギー、それからふるさと回帰フェアですね、それらに伴う関係のものでございます。

13ページの15の工事請負費90万円。これは滝の間駅前の公衆トイレの水洗化の工事でございます。16の自治振興費110万円。19負担金補助及び交付金、補助金、集会施設補修事業補助金でございますが、これは畑谷集落の生活改善センターのトイレの水洗化によるものでございます。総事業費が約220万円の2分の1の補助金でございます。13庁舎建設費、補正額が30万3,000円。22の補償補填及び賠償金30万3,000円。先日の全協でご説明申し上げましたけれども、新庁舎に伴い目名瀉地区の農地の維持管理費の減少に関わる費用の負担でございます。

14ページ、2款総務費2項徴税費2賦課徴収費306万円。13委託料306万円。年金特別徴収ASPサービス導入委託となっております。これは町民税あるいは県民税、年金のですね、特別徴収のシステムの導入でございますして、インターネットでサービスを受けると、このようなものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1社会福祉総務費18万円。3の職員手当等でございますが、これは時間外でございます。相談業務あるいは地域福祉の計画策定によるものでございます。6目介護保険費897万円。28繰出金897万円。介護保険特別会計への繰出金。19年度実績に伴って精算しました。それに伴う繰出金でございます。

15ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費、補正額14万円。12役務費14万円。これは次世代の育成の支援行動計画がこれから作成されますが、これに伴うアンケートの郵送代でございます。

14款衛生費1目保健衛生費2予防費10万4,000円。区分の8の報償費5万円。9の旅費5万4,000円。これは秋に予定されております町の自殺予防フォーラムに関わる県外からの講師の派遣、あるいは旅費等でございます。5埴川健康センター管理費27万3,000円。11需用費27万3,000円。修繕費でございますが、これは健康センターの屋外のキューピクルの塗装、あるいは板金等でございます。

16ページ、6目診療費660万4,000円の減額でございますが、これは繰出金の町営診療所特別会計、前年度の繰越金を充当、振替するために減額するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費86万7,000円の減額です。11の需用費13万3,000円。産直おらほの館のホームタンクの修理。19負担金補助及び交付金100万円の

減額。秋田県の園芸作物価格補償事業負担金ですが、これは19年度末のですね、繰越金から賄うために減額でございます。10目猿害対策関係報償費158万3,000円。8報償費。この報償費につきましては、銃器を使用してこれから追い上げに入るわけですが、それに伴う捕獲活動に対する報償費でございます。9の旅費10万5,000円。普通旅費。捕獲は散弾等を使用することになりますので、それらに伴う活動の先進地の視察の旅費でございます。

17ページ、同じく需用費の18万3,000円。散弾、あるいは発信機等の購入でございます。18備品購入費53万5,000円。猿害対策に対する備品でございますが、これは受信機、あるいは檻の購入費でございます。12都市農村交流事業費35万6,000円。12役務費35万6,000円。手数料ですが、これは夕映の館の網戸の取り付け、あるいはそば打ち体験のドアの改修、そして水質検査の手数料等々でございます。

18ページ、7款商工費1項商工費2目商工振興費43万9,000円。12役務費。これにつきましては、山振事業による加工施設が完成されたわけでありましたが、八峰白神の塩に対する商標、あるいは製造の特許出願の登録手数料等でございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費21万3,000円。9旅費11万8,000円。19負担金補助及び交付金9万5,000円。これは新庁舎建設に伴ってですね、建設工事の管理の研修等がございまして、それに伴う旅費、あるいは参加の負担金でございます。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費216万2,000円。需用費117万6,000円の減額ですが、これは総合のですね、改善事業の補助を活用するために減額するひとつのこの後に出てきますけれども組み替えのものでございます。15工事請負費333万8,000円。町営住宅火災報知器設置工事333万8,000円でございます。

9款消防費1項消防費1目常備消防費、補正額8万円。職員の時間外ですが、主なるものは8月21日発生の横間の松岡俊實の搜索等にかかわる時間外です。

20ページ、4目災害対策費250万円。13委託料250万円。高齢者世帯火災報知器設置委託料でございます。これにつきましても、先の全協でご説明申し上げてございますが、高齢者世帯、あるいは重度心障者世帯、一人暮らし世帯、あるいは生活保護世帯に対する火災報知器の設置に関わるものでございます。

以下10款教育費につきましては、この後、教育委員会の方から説明させていただきたいと思っております。

なお、23ページを開いていただきたいと思います。23ページ、12款公債費1項公債費

1 目元金、補正額3,473万7,000円。節の23償還金利子及び割引料3,473万7,000円。繰上償還の元金のものでございますが、これにつきましては義務教育債の八森中学校の分と同じく義教債の埴川小学校の分、締めて3,473万7,000円になるものでございます。

それから24ページの13款諸支出金 3 項基金費 1 目財政調整基金 1 億1,600万円でございます。これは節の25の積立金 1 億1,600万円。4 の一般分でございますが、これは前年度の繰越に関わるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から20ページの10款教育費からについて説明を申し上げます。

10款教育費 2 項小学校費 7 目学校建設費452万3,000円の補正計上をさせていただいた分でございますが、節の役務費の 8 万8,000円につきましては火災保険料として新たに完成しました体育館の内部、また、北棟と中央棟の火災保険料、付加価値の上がった分についての保険料でございます。

また、18節の備品購入費につきましては、統合小学校関係備品ということで443万5,000円を計上させていただきました。これは以前、これからの統合小学校は備品等につきましては使えるものは全て使うということで、一例を挙げますと、黒板については岩子小学校の方から持ってきて取り付けしておりますし、子供たちの使う机・椅子等についてはそのまま持ってくる。全て使えるものは使うことにしておりますが、八森地区は食事するランチルームがなかった関係で、今回そのランチルームの新設をします。このランチルームに当初は使えるテーブル・椅子等を持ってきてやろうかということにしましたが、大きさも違うし椅子の高さも違うということで、あるのがちょっと、そこで食事をするというのはやはり子供たちも可哀想だなと思ひまして、新しい所で新しい机・椅子で、そこだけは子供たちに新しい所で食事をさせたいなということで計上させていただきましたものでございます。また、理科室の児童用の実験台につきましては岩館小学校から持ってきて使うことにしておりますが、2 台分が不足な関係もありまして、その分も含めて443万5,000円でございます。

次に、21ページ、旧岩子小学校学校管理費35万円の補正でございますが、現在、体育館でことぶき大学の研修や入学式、また各種団体の研修等で利用していただいておりますが、何分にも小学校のトイレでありましたので、高齢者が多く使うようになりまして、

小学校のトイレ、しかも和式では使いにくいということで、体育館側のトイレを3基あるものを洋式にする。なお、学校の校舎の中にも職員用のトイレがありますけれども、人数が多くなってくるとどうしてもやっぱり少なくなってくるということで、3基分の修繕費として計上させていただいたものでございます。

また、4項社会教育費の公民館費につきましては、本来、シルバーの運転業務については手数料で計上すべきものを委託料として計上したために、組み替えをするものでございます。28万9,000円でございます。

次、22ページ、峰浜公民館交流施設管理費の19万1,000円につきましては、消防署からの点検で指摘された屋内消火栓の設備配管の修繕でございます。16万8,000円。また、備品購入費の2万3,000円につきましては、期間満了に伴う消火器の更新等でございます。

次に、5項の保健体育費の1目保健体育総務費につきましては、先ほど申し上げましたバスの運転手委託料につきまして、手数料が正当ということで組み替えさせていただいたものでございます。

また、2項の学校給食共同調理場運営費につきましては、役務費として5万2,000円を計上させていただきました。これは監査委員の方からも指摘をいただきましたが、給食センターで作った給食によって子供たちが、また先生が食中毒を被ったときに、現在は日本スポーツ振興センターの保険を適用するようにしておりますけれども、ただ、医療機関までの交通費とか先生の休業補償とか、また2次感染に対する補償がこれでは欠落しております。新たにその不足分について補償するというので5万2,000円を計上させていただいたものでございます。

23ページの3目のスポーツ少年団の総務費につきましても、これもバスの運転料の組み替えでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほど副町長が地方交付税の説明あったときに、これはただ確かめたいんですけれども、合計額とちょっと違って29億とかっていう、合計29億としゃべってあったけれどもね、そうだよ。そうなるの、あつ29億なるんだ。30何億。どうい

う意味のこと。それはじゃ今あれです。

それと火災報知器の住宅用のことでちょっと聞きたいんですけれども、これ、もう買うとことか、そういうとこ決まってるのか。そして今いろんなチラシ見たり私もあちこち行って見ますと、二、三日前にも3個買えば3,780円だと。それもナショナルですばらしい一番いいやつ。だから、もしか住宅も結構買うし、それから自治会ごとを買うということになれば、最低でも峰浜と両方合わせれば4,000個以上は買うことになるだろうと思いますので、そうすればメーカーに交渉することによって、前にはテレビ等でいろんな新聞を見ますと半額で卸したというところもありました。だからそういう点を調べてこういう全協で説明あったとおりになことをしたのかということと、それからもう1点、申しわけないんですけれども、関連してお聞きしたいんですけれども、自治振興費の中で建設工事の横間と立石、これは今工事やっているようですが、本当にありがたいことでみんなも喜んでいますが、この入札についてですね、今までこの評価項目ということがあって企業評価とか配置予定技術者とかということが明記されてまして、私も1週間ぐらい前でいろいろこれを見ましたときに、あれ、いつこういうことになったのかなど。そうすれば、こういうことになるんだったらば最低価格なんか決める必要ないんじゃないとか、よく設計などではちゃんと我々事前にプロポーザル方式で、いくから値段は高くてもそのやり方がよかったらばそこに落ちるんだということを事前に説明されて我々も了承してありましたし、それから土木関係はだんだんこういうことになっていることは我々も承知していますが、今このC級のクラスの中においてこのような採点方法というのは、事前にきちんと集めて了承を得てやったものなのか、そこら辺のところをちょっと聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 一番初めの地方交付税の関係についてお答えいたします。

7ページの10款地方交付税がございます。先ほど副町長が説明したとおり、今年度の普通交付税の決定額というものは29億5,732万9,000円でございます。ここに書かれている31億8,232万9,000円は特別交付税も入った額がここに示されております。ちなみに29億5,732万9,000円は前年度と比較して5.9%の伸びとなりました。国の地方財政計画では1.3%の伸びでございますので、八峰町は5.9%の伸び。これは、内容は地域再生対策というもので地方の方に交付税を多く交付しようという考え方がございましたので、その分で伸びたものと、それから税収が落ちているということからの伸びでございます。

それから臨時財政対策債というものが今回20万円落ちていますが、昨年度と比較して6.4%の減となっております。地財計画では7.7%の伸び、両方合わせますと八峰町は5%の伸び、国の方の平均では2.3%の伸びということでございます。いずれ交付税が伸びた関係で財政調整基金の方にも積み立てしていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 次の住宅用火災警報器の助成のことでご質問ありましたけれども、世帯はもう決まっているのかと。おおよそは、先の福祉灯油の審議といたしますか……まだそれは決まってございません。そのことでよろしいですか。

○議長（阿部栄悦君） わかりやすく、ちょっと問題を整理してわかりやすく聞いてください。

○3番（石塚正一君） わかりやすく言ったんだけどね。

購入するところはもう決まっているのか、それともこの間の全協で説明したとおりの値段でいくのか。そして今あちこちを見ますと3個以上買えば3,780円になりますよとか、そしていろんなメーカー、同じようなメーカーを調べてみますと非常に安いんですよ。だからそういうところをいろいろ検討してみた結果、ああいうような全協で説明したのですかということです。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 先の全協で説明したとおり、これは地元のですね、電気屋さんを各該当する申請のあった町民の方の方に設置しにいくと、こういう形で、それぞれ電気屋さんの方に問い合わせたした結果、ほぼこの単価的には、実際にはチラシ等では4,000円近いのもあれば5,000円近いのもありましたけれども、町内の電気屋さんのお話では4,500円で本体が納めれると。それに取り付け経費が500円ぐらいかかって、それでおおよそ5,000円ということですのでしておりますので、町の方ではそれに基づいて先般の全協の説明のとおりですね進めたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、関連質問だと思いますが入札の件、木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） 関連でご質問ありました入札の指名型の総合落札方式でありますけれども、これについてご説明したいと思います。

今現在、国・県では総合評価方式を進めております。この基本となるのが公共工事の品質確保の促進に関する法律、これが平成17年4月1日から施行されております。それ

で今年度八峰町の工事の入札に関しましては、県の建設交通部の管理室の方から八峰町の方に見えられまして、今年度の工事についても総合評価方式を行ってくださいということで今回、横間地区と立石地区の自治会のコミュニティセンターの建築工事を行いました。それで入札に際しましては当然、今回、業者選定された段階で建築業者B、1社よりございませんでしたのでCも含めて業者の指名を行っております。その指名の際には指名通知のほかに、今回は通常の入札ではなく総合評価落札方式で実施しますということで、指名競争入札の中身の内容の仕様書、それから評価項目27項目あるわけですが、この項目の内容、それから評点の得点の点数、それから最終的に割合の方も示しております。それを熟読されまして入札の方に参加を願っているわけです。

結果としましては、皆様のお手元に配付している建設工事の契約内容等ということで今回、横間地区コミュニティセンター建築工事と、それから立石コミュニティセンター建築工事の明細を示しております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番さんよろしいですか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 火災報知器はやっぱりもう少しある程度かなりの数になると思うので、多少はやっぱり安く、いくら八峰町が今財政で少しはほかの町よりも豊かだという話がありますが、やっぱりそこら辺もう少し切り詰めて、300円でも400円でも安いようにしてもらったらいかがでしょうか。

それから今の入札のことなんですけれども、説明もまず1カ月以上前からやられたわけじゃないと思いますが、急きょこういうような評価はだんだん県の方でも国の方でもやっていることはわかるんですけれども、この大工さんの方にもこういうことが来るといことが本当に皆さんもびっくりしたなという感覚で受け止めているようでした。これを見ますと、まずいろんな27項目があったと言いますが、企業評価がそのところによってまるっきり違ってくるといこともやっぱり、あとは企業努力せよということかもしれませんが、こうなれば本当に最低価格は決める必要ないんじゃないかなと。ある程度まず予定価格が2,000万円だと。そうすれば企業はみな立派な企業だから、そのぐらいの金額でみんなでくじ引き引こうかと、本当にその方が逆にいいんじゃないかなと思ったりしますしね。やっぱりこのように点数が非常に悪くつけられたり、また良くつけられている、格差が、今格差是正と騒がれていますが、こういう具合になればやっぱりちょっとこう何かな、私にしてみれば、やる人が納得してやればいいんですけれども、

中にはまだ納得しないでやっぱり今この不況の時代ですからどうしても取りたいということで、このぐらいの値段でやりたいという人も結構いて安く書いたら落ちなかったと、そういうような人もいますし、これからは今後はこういうことをずっと続けていくんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） ただいまの今後進めていくのかということのご質問でございますけれども、現在は試行段階でやっております。それで、やるときについても十分建設と協議しておりますけれども、今後のことについて予算とかもありますので、まだ試行は続けていく予定ではございますけれども。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） やっぱりこれからはいきますとはっきりとね。そして今ここだけがこうやるんだと、やったんだということはちょっとおかしいなという感じしますね。だからこれからもこういうような評価でいくんだということで業者を集めてきちんと説明して国も県もこういう具合で流れになってきているのだと、今の時代では。だから今度は値段とかも関係なく、やっぱりそれに見合っただけ一生懸命やってくれる人たちにお願いしたいんだということをやっぱり自信持って、今はこうだけれどもこの次からはちょっとわかりませんということじゃなくて、やっぱりこれはいいことであれば続けていきたいということを私は期待してあったんだけどね。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど管財課長の方で申し上げましたけれども、国の方で平成17年に作った品質確保に関する法律からずっと流れとしては、これ以降の入札としてはそういう方式がだんだん強まってくるということで、国はもちろんやっています、県もやっています。市町村がですね、やっぱりそういう評価制度がですね遅れているということもありまして、県の方で今一生懸命、我々市町村に対しても指導してくれています。今回のこの方式についても県と、それから国交省の方からですね具体的な人が配置されていろいろ指導も受けましたし、そういうことで町としてもこの後こういう評価方式については多くしていかなきゃならない。そのねらいというのは要するに価格とですね品質がうまくかみ合っていくような入札制度と。やっぱり品質をきちんとやれる業者を、しかも適正な価格で工事をしていただくというためにこの方式を取り入れるということなので、現在は、去年は1件だね、去年は1件でした。今年はこの2件のほかにも

う1件やる予定でございますけれども、ただ今指摘されたように業者の方もしっかり理解していないという状況もあるとすればですね、何らかの機会にこういうものに対する講習会的なものと言えいいかな、そういうものも場合によったらやっぱり考えていかなきゃならないんじゃないかなと思います。ただ方向としては、この評価方式を今後取り入れていくという方向は間違いありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今回のこの件に関してなんですけれども、それこそ年度当初、指名を受け付ける時点です、町ではこういう評価方式で行くんだということをやっぱり示すべきじゃないかと思うんです。工事、年度途中からね、こういう方式にするというのはね、やっぱり業者の方の戸惑いもあるんだろうと思います。

それから今、町長は国の方針、県の方針、指導等あってだんだんこういう方式になるというお話でありましたけれども、そうであればですね、国の方針、県の方針等であれば予定価格も国の方ではね、適正化法の指針の中で予定価格は事後公表するようという指針も出されております。それから電子入札にすると。それから指名競争をやめて一般競争を行うようにと、こういう指針も出ているはずであります。こればかりでなく、そうだとすればこの入札の方式もやっぱりそういう方向に変えていく必要があるのではないかと思います。

それからKの27と28の工事についてなんですけれども、入札の公表日、日にちはどちらも同じ日にちであります。それで参加業者も指名された業者も同じ業者さんであります。その中であってですね、この評価の点数が27の工事と28の工事違うというのはどうということなのか。それこそまず工事の日にちがずれていけば、その期間中に技能者が辞めたり増えたりということもあるんだろうと思うんです。そうすれば技術者の評価点が違ってくるという場合も考え、想定できるんですけれども、同じ日に入札が行われて評価点にばらつきが出てくるというのはちょっとおかしいのではないと思うわけですけれども、どうしてこうなったのか。

それから、どうしても評価方式を取り入れたがためにですね、真面目に積算、見積もりした業者さんが落札できないという結果も生じるわけですね。必ずしも最低制限価格に一番近い業者さんに落札になるというわけにいかないわけですよ。それこそこの横間の工事で見ますとね、落札した大熊工務店さんは4番札なわけですね。4番札であったにもかかわらず評価点が高いがためにこの業者さんに落ちたと、こういう結果になって

いますので、この評価方式もある意味では良し悪しじゃないかなと。

それと今回の工事はB級とC級の業者さんを指名された工事であります。特殊な工事だと思います。それなりの技術力を要しなければできないような工事だと私には思われ
ないんですよ。金額面から言ってもですね。そういう中であってこの評価方式を採用さ
れたっていうのは、ちょっと私は腑に落ちない部分があるんですね。この点の説明もお
願いたします。

それから私ほとんどの業者さんをみんな知っているわけですがけれども、この技術予定
者がそうすればね、1の業者であれば何人おって、技術施工管理の取得者。当然、指名
願出す時点ですね技術者は何人いますよと、そういう書類が添付されて、それで町の方
でBとかCとか、そのほかにも格付に関してはあるんでしょうけれども、それなりの資
格者がいるということで指名願が出されているんでしょうか。それでなお且つここで評
価で分けるというのはちょっと納得できない、私には腑に落ちない点もありますので、
その点も踏まえてご説明いただきたいと思います。

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの11番さんの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 入札のですね個別のいろんな中身についてはいろいろあると思
いますけれども、この内容はまずいづれインターネットにちゃんと公表はしてあります。
それから評価するのは勝手に恣意的な項目を決めてあるのではなくて、ある程度これ決
まった項目でやっています。これが正しい、この評価の仕方が正しいかどうかをまた県
とか国の方から審査をしてもらっております。そういうことで個別具体的なことでいく
といろいろあると思います。ただ、入札制度そのものに対する今国・県・町ともそうな
んですけれども、いろんなやり方を取っています。やっぱり共通していくのは透明性の
高い入札をつくり上げていくと。それから品質と価格をですね、より適正なものにして
いくと、こういう大きな方向性については、これはどこでも取っているところです。国
は既に予定価格を公表、国は公表している……いますね。うちの方もやっているわけ
ですがけれども、ただ、前は公表しない時期もありましたけれども、より透明性を高めるた
めには事前に公表した方がいいんじゃないかということで今やっていますので、それが
いいのか悪いのか、そういうものもまたいろいろ議論があるところです。それからまた、
やっぱり一般競争入札にした場合、今度は町内業者に限らず、おしなべていろんな形の
ものが入ってくる中では、町内業者のやっぱり立場というのもまた考慮しなきゃいけな
い問題もあります。そういう面では大変いろんな微妙に難しい問題がいっぱいございま

すので、いずれ皆様方のこういう意見も参考にしながらですね、この後また国・県の動きと合わせてどういった方法が一番透明性が高く、品質、それから価格等もですね、いい方法で、業者の方からもまず好感を持って受けられるのかというふうなものをですね、もう少し、まだまだ研究をしていかなきゃならないと思いますけれども、まず今回、個別こういう具体的な項目をここの場でですね、いろいろやるんでなくて、今指摘された点についてはうちの方でもより透明性の高いものにしていかなきゃならないと思いますので、そういう面ではご了解していただけないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 27と28の工事によってどうして技術者の評価で差が出たのかということが一番聞きたかったわけですがけれども、今、町長の答弁ではそれなかったと、ありませんでした。

それから町長は盛んに入札制度の透明化というお話をされましたけれども、逆に評価方式にしたためにね、何か私にすれば不透明だったような気がするわけですよ。この札入れた一番最低制限価格に近い額を入れた業者さんが落札できなくて、それこそ上から2番目の札を入れた業者さんが落札になっていると。何のため、結局はこの評価点が高かったという点ですね。それで、その評価点はどういう具合に評価されたのかというと二十数項目にわたって評価したと。それはインターネットで公表しているなら、それもやっぱりホームページで公表すべきだろうと。それが本当の透明性の高い、高さに繋がっていくのではないかなとこう思うわけですがけれども、その点についてお願いします。

それから、こういう方式でいきますとですね、真面目に積算した業者さんが報われないんですよ。どうせ透明性高めるといふんでしたらね、入札の札と一緒に見積積算書も添付して、札に添付してやってくださいというような形にしなければですね、それこそ予定価格がもう事前にもう会場に貼り付けてあると。そうすればね予定価格から5%落ちた金額を記載、札に書くと。ある業者さんは予定価格そのまま書く業者さんもいるかもしれない。だからそれこそ真面目に積算してこのくらいなんだと、こう積算した業者さんが残られないんですよ。積算しないで予定価格を参考にして札入れた業者さんが落札できるということが往々にあるわけですね。今回99.16と、こういう高い落札金額になっているわけですよ、現にですね。そういう点についてどう考えるのか、いま一度ご説明をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） まず最初の評価の違いについては、木村管財課長から答弁願いま

す。

○管財課長（木村 学君） ただいまのK27とK28の評価項目の説明を求められました件についてご説明したいと思います。

今説明したことにつきましては、K27の整理番号5、K28の整理番号5のこの配置予定技術者の評価点の関係かと思えますけれども、この2件の入札につきましては8月の29日に同一日に行っております。K27の入札後、28も入札したわけですが、整理番号5の業者につきましては同一箇所の工事にあたりまして同一人を申請してあったということで、27が落札されていますので28については同じ人が現場を管理できないということで、その時点で5については数字がゼロとなっております。

○議長（阿部栄悦君） 次に、真面目な積算と総合評価に関することについて、木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） 入札に関しましての入札書の提出の段階におきましては見積書を提出いただいております。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。

休憩いたします。お昼のために休憩いたしますので。

午前11時51分 休 憩

.....
午後1時 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 18ページの商工費の中で特許の手数料は、私簡単に特許の手数料と書いたわけですが、先ほど町長の説明の中にもありました。文面の中の「現在、秋田県、町、白神自然食品株式会社で特許の共同出願を準備中であり」ここに係る今回の補正予算だと思うわけですが、この43万9,000円がその一部なのか、それとも全額なのか。当然、今回の特許の出願、それから商標登録の申請をしているわけですので、いずれこれは特許が下り、あるいは権利を取得することになると思います。共同でその権限を保持していくのか、それとも今回は、この金額は助成する金額なのか、それとも全額なのか、その辺の今考えられている申請のための、申請のおそらく調査費用だと思うのですが、その辺の費用の割合だとかその辺をもうちょっと詳しく。後で、これ権利が伴うことですのでよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 商標と特許の出願登録なんですけれども、まず最初に商標、特許とも出願というのから始まります。それに対しては出願手数料がかかります。その後これが認可されますと、次は登録手数料という形で納付する形になります。今回、商標については「八峰白神」という商標のもとに3分類のもの、塩を含めてですね、これを町が取得する形の申請手数料です。この部分については18万4,000円となります。それから次に白神の塩、どぶろく、もろみの方なんですけれども、出願登録には38万1,000円というふうに見込んでおります。この3分の1の12万7,000円、これをみておまして、この分について33万1,000円です。それからもう1件、先に購入しました水路なんですけれども、地番等がなくてですね、これの土地家屋調査士さんからの土地表示の手数料、これを10万8,000円、合わせて43万9,000円という内訳になっております。いずれ白神塩もろみについては、県と町、それから八峰白神自然食品の3者が3分の1ずつの負担で3分の1の持ち分を要するという形で特許を出願・登録という形で考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 何点かについて質問いたします。

まずはじめに、14ページの賦課徴収費というんですか、ASP、この導入について私は反対なんですけれども、ただこの金額というのが全協のときの説明では、これは初歩的、前期であって、これからまたどのように本格的に導入すれば、かっていくのか、その金額を聞きたいと思います。

それと17ページの猿害対策の備品ですけれども、受信機を今まで何回かつけてたんですが、この受信機の役割というのは、例えばこの無線機というんですか、これはどこに設置されていて、それで群れが里山に下りて畑の方に来るとか、そういうふうなことが具体的に受け取られるための受信機なのか。よく受信機って何のためにつけてるんだということを聞かれることがあるんですけれども、そのことについて。

それと備品の中には電気柵とかはなかったような気がしたんですけれども、今後その電気柵についてはどのように考えておられるのか。

それから今、新しい有害鳥獣の器具として太陽熱を使って獣道の入り口のところに光線を出すという、そういうふうな器具もあるそうですけれども、その点ご存じでしょうか。

それと18ページ、特許の方はさっき松岡議員の方から質問がありましたのでわかりました。

それと20ページの学校建設費の食堂の備品なんですけれども、この前ちょっと別の問題でここまでちょっと突っ込んだ話し合いがなされなかったんですが、この備品の購入、食堂の机というのは子供だけの数で用意しているんでしょうか。例えば職員が座ることを考えてやっているのか。1台につき7万7,000円くらいですか、2台、職員の分を減らしただけでも十何万、貴重な財源ですので、その辺、職員の数はどういうふうになっているのか聞きたいと思います。

それと23ページのスポーツ少年団のバス運転の委託料の減額なんですけれども、これに関連してスポーツ少年団に入っている子供たちが全員現地で試合があるとかそういう場合、子供たちが現地に行けるような、個人で行っているのかその辺ちょっとわかりませんが、そういうことで行けない子供が生じていないかどうか、その辺把握していただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） ただいまの見上議員のASP導入について回答いたします。

費用がかかるということで、私も個人的には本当はこれはやらない方がいいなと思うわけなんですけれども、財政を考えますと。しかし、これをやらないと税務の賦課業務することができないということなんです。便利だからやるというのではなくて、全て年金のデータはこれを経由して市町村に提供されるということです。今までのように紙では提供されなくなるということです。

それで前回の配付しました全協資料の2ページ目に写真が入っていましたが、エルタックスを導入できない市町村はLGWAN、文書交換システムによってできるということがあります。これがずっとやっていけるのかというと、これも1年だけの猶予であります。ですから、これも無くなるわけです。ですから年金のデータを受け取るには、もう必ずこのエルタックスという方式を入れまないと、もう税金の賦課もできなくなる、そういうことですので、費用はかかるわけなんですけれども致し方ないことだということです。

導入後の金額につきましてはこの前ご説明しましたが、市町村のこのシステムを改修する必要があるわけですが、それについては現時点でまだ見積もりがはっきりしたものが出ていないと、この前申し上げました。大体予想としては約1,000万円弱ぐらいかな

ということをお話ししております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 最初の受信機の役割ということでございますけれども、今回購入する目的は捕獲活動に従事していただく猟友会が直接現場へ出向いたときにどこに猿がいるのかと、どういう動きをしているのかということを受信と、それからアンテナでセットされたものを今回3班体制を考えておりますので、それを3基購入することとありますので、この受信機を役場に置いて監視体制を取ると、それほどの何と申しますか優れものではございません。いずれ現場へ行って現地の状況を確認すると、そういった内容のものでございます。

それから2つ目の電気柵について今後どう考えているのかということでございますが、一般会計の方では今年はやっております。ただ、国の新しい補助事業を使って地域協議会の事業としては今年、簡易電気柵を250メートル、現在作業中でございます。これを計画としては来年、再来年、3年計画を立てまして防止計画の中に盛り込んでおります。

それから最後の太陽熱を利用した機器ということですが、どういうものかちょっとイメージちょっと湧かないんですが、いずれそういうものについてはちょっと私の方でわからないということをお答えしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、伊勢学校教育長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 統合小学校のランチルームの備品の件につきましてご説明申し上げます。

まず内訳でございますけれども、ランチルームのテーブル、6人がけのテーブルでございますけれども、これが30台でございます。それから4人がけのテーブルが5台。それから椅子が200人分ということで、これは全て児童用と申しますか生徒の分ということでみております。あと生徒の人数がその後だんだん減少していく予定ですので、余った分につきましては、あとその後、教職員が使うという考えでおります。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 23ページのスポ少の関連質問ということで、スポーツ少年団の野球等の町バス、児童生徒に十分対応できてるかという質問内容だと思います。

が、これまでも各種大会の公式戦におきましては、教育委員会の個々の予算項目で十分に対応してきているというふうに理解しております。ただし、スポ少の一般大会と同時に来年統合になりますので、これが八森小学校になった場合に放課後の練習のバス対応の問題が出てくるかと思いますが、生涯学習課としてはこの練習の、例えば八小と岩館小が不便になりますので、これに十分対応できるように当局と今後交渉して前向きな財政的判断を仰ぎたいと考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 12ページの7目企画費ですね、地球温暖化対策地域協議会、これのメンバー構成はどういうものなのか。それから地球温暖化対策でもいろいろありますが、メインテーマは今回は何なのでしょう。そして温暖化対策に実際繋がる見通しのある協議会の協議内容なのかを説明いただきたいと思います。

それともう1点ですね、14ページの6目介護保険費のところの、私の知識不足なのかあれなんです、897万円のうちの一般財源が545万7,000円で、特定財源その他351万3,000円なんです、ここのこの仕組みをちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

まず、12ページから13ページの方に企画費として地球温暖化対策地域協議会の予算がございます。これは当初でも若干載っておりました。メンバーといたしましては婦人会の代表、それから自治会の代表、農協、漁協、商工会、それから観光協会、森林組合、老人クラブ等々でございます。16名の委員でありまして委員長が副町長ということで、報償費を出すのは15名という予算になっております。

当初、地球温暖化ということでかなり大きなテーマをいろいろ話し合っていこうということでスタートいたしましたけれども、歳入にもありました雑入の方で今回モーターボート、競艇の収益金の方で50万円をいただきながらBDF、使用済みの食用油をディーゼルエンジンの燃料にしていこうというその活動に使いたいということで、今回この地域協議会の皆様からその話し合いやら導入に向けてのいろいろな現地調査であるとか、そういうもので今回はBDFの方に絞った形でやっていきたいと考えております。

それで先日、大館の方に視察に行きました。町としては実は全自治会の方で一斉にやれないのかなという形でおりましたけれども、大館の方に行きましたら、現在職員がいる公共施設、例えば役場とか出張所とかこういった、ファガスであったり峰栄館であっ

たり、そういうところにも容器を置いていつでも持ってこれるとか、それからまたやれるところであれば自治会の方にお願いしながらごみステーションのところに置くとか、そういうものがありましたので、委員としてはまずは公共施設の方に置きながら、そしてまたやれるところは自治会単位でという話がありましたので、そういうものを詰めていきたいと考えております。

それからあと温暖化への見通しですけれども、これはまた地球規模でございますので、我々がやれるものから少しずつやっていこうということで、まずその取っかかりが今のこの運動だと考えております。

それから14ページ、14ページのその他というのは、歳入の方にあります介護会計からの繰入金、繰入金をそこに特別財源として入れたというものでございます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私はこの税の徴収の仕方、ASPというんですか、この導入がやはり今の後期高齢の年金の天引きと同じように、今後大変な影響を及ぼすのではないかとということで危惧しております。この点について私は反対ですので、この予算が盛り込まれたことに対して反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第72号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第72号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成20年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億7,722万4,000円とするものです。

今回の補正の中身として大きく6点の変更点に基づき積算して、それに基づく過不足等を補正予算として計上したものです。

第1点目ですけれども、6月議会で決定いただいた国保税率による賦課の結果に基づき予算計上額との差額について見直しをしたものです。

2点目は、一般及び退職被保険者療養給付費について、当初予算において退職被扶養者の取り扱いに相違がありましたので、その移動と合わせて医療給付費の見直しをしております。

なお、この退職被扶養者の取り扱いの相違というのはですね、退職被保険者は60から74歳までであったんですが、今年度から65歳以上になると退職被保険者からの一般の被保険者になると、そういう取り扱いになっております。この際、被扶養者も同時に退職から一般被保険者の方に移行するわけなんですけれども、当初段階で被扶養者について把握ができてなかったということで移行人数は156名程となっております。

3点目は、一般及び退職に係る医療給付費の見直しに伴ってですね、国庫支出金や医療給付費交付金などに変更が生ずると、そういう関係で見直しをしております。

4点目がですね、当初予算で国等から示された金額に変更が生じたことによって、その点も見直しをしております。

それから5点目ですけれども、前年度繰越金が出ましたのでその大部分を計上しましたけれども、なお歳入に不足が見込まれるため国民健康保険事業基金からの繰入金を計上していると。

6点目ですけれども、その他事項として、これ事務の問題なんですけれども療養給付費等交付金額に係る申請事務ですね、これについて今まで県が提供してきたシステムを使用してきたんですけれども、それが平成19年度で終了するというので、現在、各被保険者が使用している国保ラインというシステムにこの業務を加えるという、新たに行

われる機能を追加したという、そういう大きな内容になっております。

それでは6ページ目から概要を説明します。

2の歳入ですけれども、1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税ですけれども1節の医療給付費分現年課税分、これが4,269万2,000円の減としております。それから2目の退職被保険者等国民健康保険税ですけれども1節の医療給付費分現年課税分、これも1,157万5,000円の減。それから2の後期高齢者支援金分現年課税分、これも185万9,000円ほど減としております。これもいずれも税率の改正等に伴うものです。

それから3款の国庫支出金1項国庫負担金1目の療養給付費等負担金1現年度分4,096万1,000円。説明として、1療養給付費負担金医療分が4,541万1,000円の追加、それから3の老人保健医療拠出金負担金、これが424万7,000円の減と、それから介護納付金負担金も5万2,000円の減、それから療養給付費負担金、後期高齢者の支援分ですけれども、これも15万2,000円ほど減としているということです。それから2の過年度分ですけれども1,047万2,000円の減。これは19年度に、当初段階で19年度に交付されない、いわゆる何ですか、19年度会計には入らない予定であったため20年度会計に計上したんですけれども、実質的に19年度会計に入ったため、この分を落とすものです。それから2目高額医療費共同事業負担金ですけれども、1節の高額医療費共同事業負担金81万7,000円、これは共同事業拠出金の変更に伴うものです。

3款の国庫支出金2項の国庫補助金1の財政調整交付金の1節普通調整交付金1,084万1,000円の増。普通調整交付金が1,088万3,000円、それから普通調整交付金が後期高齢者支援分として4万2,000円の減となっております。

それから4款医療給付費交付金1項の療養給付費交付金1目療養給付費交付金の1節現年度分ですけれども3,967万円の減ということで、これは先ほど全体的なことでお話ししましたけれども、いわゆる被扶養者の関係で移動の関係でこの分が落ちております。

それから次のページ8ページですけれども、過年度分として1,063万4,000円が、これも19年度の精算として入ってきたものです。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金1節の現年度分ですけれども、4,071万2,000円の減。これについては国の通知等に基づいたものですが、それが変更となったものです。

それと6款県支出金1項の県負担金1目高額医療費共同事業負担金1節の現年度分で

すけれども81万7,000円。これも共同事業拠出金の変更に伴うものです。

それから6款県支出金の2項県補助金1目福祉医療高額療養金補助金の1節の福祉医療費高額療養費補助金120万円の減ですけれども、これは当初予算でちょっと見たんですけれども、19年度実績からいくとちょっと多いということで減じております。それから2目財政調整交付金1節の財政調整交付金ですけれども843万2,000円。これも何ていうか国等の通知に基づいて精算するものです。それから2節の特別財政調整交付金504千円ってあります。これが先ほどシステム改良が必要だと話をしましたけれども、それに対して県の方で全額支出するという内容になっております。

次のページをお願いします。8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1節の利子及び配当金三角の3万円となっております。これについては当初予算で、19年度において基金の取り崩しを1,500万円しておりますけれども、この予算計上段階で取り崩さないもので利息計算した関係でこの3万円を落とすものです。

9款の繰入金2項基金繰入金1目の基金繰入金です。1節の基金繰入金ということで2,600万円。これは国民健康保険事業基金から繰入するものですけれども、決算書からいって平成19年度末が3,469万4,000円で、今回2,600万円繰入しますと、残として869万4,000円ほどの基金残ということになります。

それから10款の繰越金1項繰越金です。2目その他繰越金1節その他繰越金として前年度繰越金5,765万6,000円をみています。19年度の繰越が7,611万5,000円で、補正後が7,465万6,000円ということで、残として145万9,000円ほど繰越金があります。

それから10款諸収入4項の雑入7雑入1節の雑入として1,000円みています。指定公費負担金ということで、これは初めて出てくる言葉といいますか用語なんですけれども、これについてはコルセットなど現金給付の場合に生ずる国からの受け皿ということなんです。どういふことかといいますと、70歳から74歳の自己負担額、医療の自己負担額は平成20年4月1日から2割の予定であったと。ところが国の制度が継続した感じで来年の3月31日まで1割とするという方向です。このためその差額の1割というんですか、これは一旦保険者である町が立て替えて後で1割が国から来ると、そういう内容になっております。

次のページ、歳出です。1款総務費1項総務管理費1一般管理費12節の役務費50万4,000円ということで、これはシステム改修のための手数料として50万4,000円計上しております。それから23節償還金利子及び割引料255万1,000円。これは説明書きにあります

ように、平成19年度療養給付費等負担金の一部をですね、返還するものです。

それから2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費19節負担金補助及び交付金6,242万円。これも冒頭言いましたけれども、退職から一般の方に移ってきているとそういうことと、現況の医療費の見直しも若干しております。2目退職被保険者等療養給付費ということで19節負担金補助及び交付金5,566万9,000円、これは減額しております。これは前のものとの関連でございます。それから一般被保険者療養費19節負担金補助及び交付金173万2,000円の減ということです。

それから2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費19節負担金補助及び交付金23万6,000円です。一般被保険者高額療養費の追加でございます。

次のページは14ページですけれども、2目退職被保険者等高額療養費19節の負担金補助及び交付金336万3,000円の追加でございます。これは当初見込みよりちょっと増ということでございます。

それから3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金1目後期高齢者支援金19節の負担金補助及び交付金で、後期高齢者支援金欄が89万6,000円追加するものです。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金19節の負担金補助及び交付金として5万9,000円。これも追加するものです。

5款老人保健拠出金の1項老人保健拠出金1目老人保健医療費拠出金ですけれども、これも19節負担金補助及び交付金、これはマイナスの1,108万円ということなんです。

次のページ、6款介護納付金1項介護納付金ですけれども、1介護納付金、補正額がゼロということで財源内訳の変更です。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目の高額医療費共同事業医療費拠出金19節の負担金補助及び交付金326万6,000円の追加でございます。3目保健財政共同安定化事業拠出金19節負担金補助及び交付金ということで366万8,000円。これも保健事業の方に拠出するものです。

それから9款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金25節の積立金、これ歳入との関係がありますけれども、利子分がちょっと過大になったということで積み立ての方も2万9,000円落とすものです。

以上よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この中に後期高齢者支援金、後期高齢者の医療制度の中身が載っております。まだこれは国会の中でも審議中ですので、私はこのことに反対ですので、これが盛り込まれていることに私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

休憩しますか。2時5分まで休憩いたします。

午後2時 休 憩

.....
午後2時5分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

日程第10、議案第73号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第73号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成20年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,462万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,258万3,000円とするものです。

今回の補正については、平成19年度事業の確定しました、その確定に基づいて関係経費を精算したものとなっております。

5 ページをお願いします。

2 の歳入、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費負担金 1 節過年度分として38,000円が交付されます。5 款県支出金 1 項県負担金 1 目の介護納付費負担金、これも 2 節過年度分として562万1,000円が交付されます。

次のページをお願いします。7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 1 の事務費繰入金896万9,000円の追加。いわゆるこれは先ほど一般会計の方でもありましたけれども、19年度事業の精算に基づき町で負担しなければならないものについて19年度では少なかったということで、精算分として896万9,000円が入ってくるものです。

3 の歳出ですけれども、6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目の償還金23節の償還金利子及び割引料153万5,000円。国庫支出金と過年度分の返還金として、これも精算に伴って153万5,000円ほど国の方に返すものです。

6 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金、これ28節の繰出金351万4,000円。これも精算に伴いまして、先ほどは事務費でしたけれども今回は給付費分それから地域支援分という事業項目では逆に一般会計から19年度において多くお金をもらってあったものですから、この分を一般会計の方に返してやるという内容のものです。

それから次のページ、8 款予備費 1 項予備費 1 目の予備費ですけれども、ご覧のように歳入歳出の関係で957万9,000円ほど余剰金といいますか、出ましたので、その分を一時予備費の方に計上するものです。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第74号、平成20年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） 議案第74号、平成20年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

平成20年度八峰町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,526万9,000円とするものであります。

平成20年9月11日提出

八峰町長 加藤 和夫

5ページをご覧ください。

歳入でございます。2款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正額4,704万3,000円。一般会計繰入金4,704万3,000円。秋田県町村土地開発公社への八峰町、旧峰浜村分の償還金全額返済に伴う一般会計からの繰入の補正でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。2款公債費1項公債費1目元金、補正額4,798万6,000円。23節償還金利子及び割引料、元金償還金4,798万6,000円の補正でございます。秋田県町村土地開発公社への9月分定時償還時に全額返済するための元金分の補正でございます。現在、16件の借り入れにつきまして返済いたしております。なお、内訳につきましては議会全員協議会でご説明いたしておりますので割愛させていただきます。

2目利子94万2,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料94万2,000円の利子償還金の減額です。秋田県町村土地開発公社へ9月に全額返済することにより、当初予算計上いたしました平成21年3月返済分の利子分の減額補正でございます。

次に7ページ、予備費でございます。3款予備費1項予備費1目予備費1,000円の減額でございます。償還金全額返済に伴う予算端数処理の減額補正でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第75号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第75号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,783万3,000円とするものであります。

この補正予算につきましては、先の全協でもご説明してありますとおり新庁舎への水道管の布設として、目名湯集落内の排水本管から取り出し、配水管150メートル、それから水管橋14メートル、これらを設置するための工事請負代金として840万円を補正するものであります。

5ページの方をご覧くださいませようお願いします。

歳入であります。5款1項1目繰越金1節前年度繰越金で840万円を追加補正します。

次のページをご覧くださいませようお願いします。

歳出でありますけれども、歳出につきましては1款2項2目峰浜地区施設管理費15節工事請負費、配水管布設工事として840万円を追加するものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださるようよろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第76号、平成20年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) 議案第76号、平成20年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

平成20年度八峰町の八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億631万9,000円とするものです。

5ページをお願いします。

今回の補正ですけれども、診療所特別会計において平成19年度からの繰越金が2,541万円ほどとなるため、平成20年度は一般会計からの繰入金を受けなくても運営ができる見込みだということで、この繰入金を落としております。この分は先ほどの一般会計の方で減となっております。

もう一つ歳出においては、診療所、これは本院・分院のレントゲンについて設置当初から点検をしていなかったということで、今回その点検の経費を計上させていただくものです。

2の歳入、3款繰入金1項繰入金1目繰入金1節一般会計繰入金、これは660万4,000円の減額です。実質的に平成20年度は現在のところ予定はないということになります。

それから4款繰越金1項の繰越金1目の繰越金1節の前年度繰越金ですけれども694万3,000円を充てるものです。なお、平成19年度は先ほど約2,541万円ほどありますので、

今回の予算化で994万3,000円計上しています。残として1,546万9,000円ほどありますので、この分であれば診療報酬の増減というんですかね、そういうものでも対応できるという見込みではおります。

次のページをお願いします。3の歳出、1款総務費1項施設管理費1目の一般管理費13節委託料33万9,000円。これはレントゲン機器の点検委託料として計上しているものです。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 金額、繰越額が多く出たために一般会計に繰入するということの説明だったんですけれども、その繰越額が多くなった理由というのは、当初予算計上するのに見込みが違ったのかどうか、多めに見た結果がこうなったか、それとも診療患者さんが増えて診療報酬が増えたというのであれば非常に結構なわけですけれども、この理由ですね、主な理由、それを教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 私、大変失礼な話ですけれども、この当初の予算編成等のいきさつはわからないので推測でしかちょっと言えないということをご了解願いたいと思いますけれども、新年度予算編成は早ければもう12月、1月段階で、12月から1月段階で予算編成に入っていきます。それで、この診療というのは何ですか、3月分までの診療でなければならないわけですけれども、そこいら辺が非常にこうはっきりしない面というんですかね、そういう感じでこういうふうにはですか、診療報酬の分を少な目に見るということで、結果的に一般会計からの繰入金がないと歳入歳出の調整が取れないということに進んできたのではないかなと思っています。ただ現実的には、私、去年ですか、その前の決算もちょっと見せてもらったんですけれども、それ相応の繰越金が出てますので、そこいら辺は今後、21年度に向けてですね、財政当局とも話し合いをしながら、できるだけ適正な形で予算編成したいとそう考えていますので、ひとつご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） レントゲンの機器点検委託料ですけれども、このレントゲンというのは今まで点検をしてなかったのか、定期的に点検しなくてはいけないものなのか。

今まで針のこともありましたので、これをやらなくてはいけないというふうな決まりとかそういうのがあるのかどうなのか、ちょっとお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） この件について診療所のお話を聞いたんですけれども、本来やっておかなければならなかったのかなということです。ちょっと私も裏づける的に法律上やらなければならないものっていう、そこまではないと思うんですけれども、いずれこの医療機器は非常に高いものですから、今回の予算編成にあたっては診療所と話しして定期的にやらないとだめじゃないかというようなことで、今回予算計上したわけです。

ご質問のいわゆる法的な問題になると、ちょっと私ども裏づけは取れてませんけれども、一般論とすれば、これがなければ、故障するとやっぱり診療業務に支障が出るものですから、やはり定期的にやっておくべきものでなかったかなと、そう考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第8号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第8号

平成20年9月11日

八峰町議会議長 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實

賛成者	同 上	丸 山 あつ子
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	福 司 憲 友
〃	〃	須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案の理由でございますが、平成19年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するためでございます。

次をお開きください。

決算特別委員会の設置について

決算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1. 名 称 決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による。
3. 目 的 次の議案について審査することを目的とする。

議案第77号 平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成19年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号 平成19年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第83号 平成19年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成19年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

議案第86号 平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について

議案第87号 平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について

議案第88号 平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

次をお開きください。

4. 設置の期間 平成20年9月11日から同年9月19日まででございます。

5. 委員の定数 15名

6. 平成19年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項でございます。分科
会につきましては、総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会の3つでございます。
所管事項についてはご覧のとおりでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置される
ことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八
峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思います。ご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實
君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴
木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15
番須藤正人君、以上15名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩いたします。

午後 2 時 3 1 分 休 憩

午後 2 時 3 2 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には 8 番菊地 薫君、副委員長には 6 番丸山あつ子さんが互選されました。

日程第16、議案第77号、平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第78号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第79号、平成19年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第80号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第81号、平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第82号、平成19年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第83号、平成19年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第84号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第85号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第86号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第87号、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第88号、平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 3 7 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

平成20年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成20年9月12日（金曜日）

議事日程第2号

平成20年9月12日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	福司和明
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	税 務 課 長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教 育 次 長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。はい、柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おはようございます。今回もトップとして通告順に3問にわたって、町長、教育長にお伺いいたします。

まずはじめに、ふるさと納税のPRについてお尋ねします。

ご存じのようにこのふるさと納税制度は、秋田県出身の菅前総務大臣の肝いりで、年度を遡って今年の1月から始まった制度であります。

町では6月定例会の承認を得まして、ふるさと八峰応援基金条例が制定され、寄附金の受付が本格的にスタートいたしまして数件の寄附の申し込みもあったようであります。このふるさと納税制度につきましても、町では広報に1回記載したほかは町のホームページに載せてPRしているだけであります。県と秋田、男鹿、潟上の3市が8月の12日、お盆をふるさとで過ごす帰省客にふるさと納税のPRを行ったと報道されておりました。町でも他の自治体に負けないよう、さまざまな機会を捉え積極的にPRするべきではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

次に、集落支援員制度の導入についてお尋ねいたします。

八峰町でも常態的に人口の減少が続きまして、限界集落と呼ばれる部落が町内にいくつかあります。この集落支援員制度とは、存続が危ぶまれます限界集落や、市町村合併で役場が廃止された旧町村地域などの定期的に巡回いたしまして、住民たちと協力し、人口や生活状態などを把握するための集落点検を実施する制度であります。支援員を雇用するための必要経費は国より特別交付税で措置されるという、町にとっては願ってもない制度であると思っておりますが、町でこの制度を導入する考えがあるのかどうかお尋

ねいたします。

3問目といたしまして、学校整備等について教育長にお尋ねいたします。

今年の3月に小中学校の学習指導要綱が改定され、中学校の保健体育の授業に武道が必修化されました。

そこで、教育委員会では何の武道を年間何時間実施されるのか、また、指導者の確保や施設の整備についてどのようになさるおつもりなのかお尋ねいたします。

よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
最初に、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、ふるさと納税をもっとPRせよ、についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月30日に公布され、ふるさと納税制度がスタートしましたが、本町の広報活動としては、町ホームページや広報にふるさと納税制度の概要や寄附金申し込み方法などの記事を掲載しているほか、「八峰サポーター募集」と題したリーフレットをふるさと会役員会、東京八森会総会、八峰町成人式など、町内外の行事に際し配付し、寄附の呼びかけを行っております。

寄附金の9月10日現在の実績であります。名誉町民の日沼頼夫先生など10名の皆様から総額で34万8,000円の寄附がございました。

8月12日、秋田駅において秋田地域振興局管内の自治体が帰省者を対象にしたPRを行いました。本町では帰省者が参加する同窓会等において職員がリーフレットを配付する活動を行いました。

今後の予定であります。まず今月の20日に東京大手町で開催される「ふるさと回帰フェア」に参加し、定住情報の発信や移住に関する相談、町特産品の販売等を行うとともに、ふるさと納税についてPRを行うこととしております。

また、10月と11月に開催される北海道ふるさと会や関東峰浜ふるさと会の総会においてもリーフレットを配付する予定であり、本町の観光情報や定住情報などの発信と合わせてさまざまな機会を通して積極的にふるさと納税のPRを実施したいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力方よろしくお願い申し上げます。

次に、町でも「集落支援員制度」の導入をせよ、についてであります。まず「限界集落」ですが、この言葉は長野大学の野野見教授が高知大学教授時代の1991年に最初に提唱した概念であると言われ、65歳以上の高齢者が人口の比率で住民の50%を超えた集落のことを指しています。この「限界集落」という言い方には賛否両論があるようで、秋田県では「高齢化等集落」という呼び方にするようであります。

本町において65歳以上の高齢者が50%を超える集落は、大岱、大野、八森第三の3集

落であります。八森第三は特別養護老人ホームがあるという特殊事情で50%を超えたものであり、実質的には2集落がいわゆる「限界集落」に当たるものと考えております。また、2006年の国土交通省の調査では、この2つの集落に本館を加えた3集落が今後消滅の可能性がある集落との結果になっております。

総務省では、こうした「限界集落」や「消滅危機にある集落」が今後一層増加するとの判断から、今年4月24日に過疎問題懇談会から出された「過疎地域等における集落対策に関する提言」を踏まえ、8月1日付で各都道府県に対し、集落の状況把握、集落点検など集落対策を支援する集落支援員の設置などを柱とする過疎地域等における集落対策の推進策が示され、各市町村では8月19日付で集落対策の推進を図るよう周知がありました。

施策説明会はまだ開催されておらず詳細は不明ですが、概要としては、1つには行政経験者、農業委員、NPO関係者など地域の実情に詳しい身近な人材を集落支援員としてそれぞれの集落ごとに任命し、町職員と連携し、定期的に集落を巡回しながら生活状況や農地、森林の状況等の把握に努める。また、集落点検、話し合い、集落対策の推進などをサポートする。2つ目として、集落支援員と住民により集落点検チェックシートなどを活用して集落点検を行う。3つ目として、住民と住民、住民と市町村の間で集落の現状、課題、あるべき姿についての話し合いを促進する。4つ目として、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するという、4項目の内容となっております。

また、集落支援員の報酬や活動旅費、集落点検のためのアンケート票印刷や調査委託費、話し合いを行うための運営費などについて、その費用の一部は特別交付税による措置を行うこととしており、4番目に申し上げた活性化対策の財政措置については今後検討するとのこととなります。

本町といたしましては、施策の基本的な考え方は理解できるものの、年度途中に出された施策であり詳細が不明なこと、集落支援員の役割が自治会長の役割と重複するものが多いこと、国の財政支援の体制が不明瞭であることから、まずは情報収集を十分にしてから設置するかどうかを検討したいと考えております。

なお、来年度で失効となる過疎法の受け皿として、「過疎地域集落対策」や「定住自立圏構想」などの類似施策が出てきたという一面もありますので、過疎地域における集落対策に関するハード・ソフト両面にわたる施策については、新たな過疎対策事業の一つとして財政措置を含めた支援をしていただくことが基本であると考えておりますので、新過疎対策法制定に向けた取り組みを議会の皆様とともに進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

3つ目の関係については、教育長から答弁をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆さんおはようございます。

私からは学校整備などについて、柴田議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のように我が国の学習指導要領は、それぞれの時代において社会の変化や子供たちの現状を踏まえ、一人一人の人格の完成と国家社会の形成者の育成という教育の目標の実現を図るべく、改善が図られてきたところであります。

改訂の変遷を振り返ってみますと、昭和43年の第1回の改訂を皮切りに、昭和52年、平成元年、そして平成10年から11年にかけて、さらには平成15年に一部改正があり、現行の指導要領までには概ね10年に1回大きく改正されてきております。

このたびの改訂でこれまでと最も違う点は、ただ単に社会情勢や子供たちの現状を踏まえた改訂だけでなく、約60年ぶりに改正された教育基本法や、それに伴う学校教育法の改正を受けて改訂されたということであり、具体的には、教育基本法第2条に規定された学校の教育目標において、新たに公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが規定された今改正の趣旨を踏まえて、現行の指導要領では選択制だった武道が平成24年度から必修化されたということであり、平成21年度から移行措置として可能な限り先行実施ということになったものであります。

なお、現行の指導要領では、中学校1年は武道とダンスのいずれか、中学校2年と3年は球技と武道とダンスの中から2つ選択となっております。

本町の中学校の現状を申し上げますと、八森中学校は以前より武道を選択し、柔道を保健体育の時間に実施してきておりますし、峰浜中学校は、ここ2年はダンスを選択してきました。今年は柔道を選択して実施しておるところでございます。

なお、現在は選択教科に示されております武道の時間は年間およそ10時間となっております。

現在、両校とも上着だけでありますが柔道着40着、帯40本、畳50畳を所有しており、今後とも武道としては柔道を選択し、現状の柔道着を有効活用してまいりたいと考えております。

なお、時間数につきましては、全面実施の平成24年度からは保健体育の時間は現行年間90時間から105時間と15時間増えますが、今後示される武道の標準導入時間を授業に組み入れてまいりたいと考えております。

また、必修になりますと教員も武道に関する指導力を向上させることが必要になってくるわけですが、県教育委員会におきましても授業の充実を図るため、特に武道の指導方法についての教員の研修や専門性を深めるための講習会等も計画しておりますので、当町におきましても積極的に推し進め、さらには設備の充実も図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。はい、11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 19年度決算で見ますと、一般財源の歳入に対する自主財源の比率は、昨年、大口の寄附が2件あったにもかかわらず2割ちょっとであります。また、新聞報道によりますと、来年度は交付税が減額されるようであります。今後ますます窮屈な財政運営を強いられるのではないかとこの心配がございます。この自主財源をいかに増やすかということは、町長に課せられた重要な課題の一つだろうと思います。このふるさと納税を多くの方に行っていただくということは、この自主財源の比率を高める一因となります。

8月の14日に町の成人式がこの会場で行われました。町外から多数の新成人が参加されたことと思います。中には学生さんもおったかもしれませんが、働いて税金を納めておられる方もおったのではないかと思います。町長の式辞の中で少しでもふるさと納税制度のPRをしてくれるのかなと期待して聞いておりましたが、その部分には触れられておりませんでしたので、少し残念に思っておりました。

先ほどの町長の答弁では、同窓会やふるさと会に職員がリーフレットを配ったというご答弁でありましたけれども、町長さんの直接の言葉で呼びかけるというと、また重みも違ってくるのではないかなという気がいたします。来年の2月には還暦祝いがございます。これにも町外からたくさんの方が参加されるはずであります。また来年も関東や北海道ふるさと会が開催されます。どうか町長の挨拶の中にこのふるさと納税制度のPRを盛り込んでいただきたいと、このように思います。他の自治体では、お土産まで用意してPRに努めているところもあるようですが、町としては今後さらにリーフレット、そういうのばかりでなく、このお土産、私は物で人の良心を釣るといふのはどうかと思うんですが、そういうことも考えておるつもりなのか、いま一度、町長のお考えをお伺いいたします。

2問目には先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、秋田県としては今後「限界集落」という言葉をやめて「高齢化等集落」、こう呼ぶようだそうです。9月の4日に県の市町村会館において、高齢化が進む集落対応について県側と市町村の担当職員による意見交換会が行われたようですが、当町はこの意見交換会に参加されたのかどうか。また、参加されたのであれば、その話し合いの内容についてお伺いできればと思います。そしてまた、その席で県側の方からでもこの集落支援制度についての説明等がなされなかったかどうかお伺いいたします。

この集落支援員制度を導入した自治体には、12月から必要額を支給すると、こうなっております。12月からというんでありますから、そんなに導入する・しない、期間がないわけですので、先ほど町長はまだ不透明な部分がございますから情報収集に努めると、こうおっしゃっておりましたけれども、なるべく乗り遅れないようにしていただきたいと思っております。

次に、教育長にお尋ねいたします。

文部科学省では、学校施設整備審議につきましては2009年度に学校施設整備指針策定に関する調査研究者会議というのがございまして、そこで話をまとめまして、10年度中には新たな指針を示す予定だそうであります。そこでどのような内容が示されるのかはまだわかりませんが、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保せよと、こう言われるのではないかと心配されているところでもあります。学校施設整備指針は、特別支援教育制度の実施に伴いまして昨年の7月に改定されたばかりであります。それなのにまた来年度中に新たな指針が示されるということで、私はどうなっているのかなと、こう言いたくもなるわけですが、この指針が示された場合に現場サイドとしてはこれに必ず従わなければならないものなのかどうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。最初に、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員の質問にお答えします。

最初にふるさと納税の関係ですけれども、確かにおっしゃるとおり、これからの自主財源を確保するという事は大事なことですから、そういう面で一生懸命頑張っていかなきゃならないのはそのとおりでございます。

成人式で挨拶も、これは挨拶の中では確かにしませんでした。ただ、その際ですね、成人者一人一人に、こういうリーフレットとかは全員にお渡しをしてPRはちゃんとしておりますので、私の話以上にちゃんと持ち帰って勉強すると思います。

いずれ私らもですね、私自身もあらゆる機会に話ししてはみますけれども、進んで呼びかける、話す際も、この種のパンフレットを入れたり、それなりに頑張っています。したがって、できれば議員の皆さん方からも、私一人だけ頑張ってもこれ限度がありますので、皆さん方からもいろんな機会に、もしそういう資料が欲しいとすればすぐ私の方でやりますので、PRを一緒になってやっていただければいいんじゃないかなと思っています。

それから、ふるさと納税についていろいろ各自治体によって対応の仕方が違うのがございます。確かに1万以上やれば特産品あげるとかね、そういうことをやっている自治体もありますけれども、ただ本来的にこれね、そういうものでこういうものを助成していくというのはあまり自然な形ではないんじゃないかなと。お互いにそういう面はですね、やっぱり自粛しながら、なおかついろんな形の理解を得た上でこのふるさと納税をしていただくということが正しいやり方ではないかなと思っていますので、引き続き我々もできるあらゆる機会を通しながら、先ほど申し上げられた還暦の話もしましたが、いろんな機会には一生懸命頑張ってPRをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから支援員制度に関連して、9月4日の会議にうちの方からも担当者が出ています。ただ、この会議の場ではそういう具体的な、支援員制度はこうこうで財政的にはこ

うですよという具体的な話はこの場ではされておられません。この後、まとまった形でいろいろ説明会とかが多分出てくるんじゃないかと思っています。

それから12月の特交（特別交付税）云々の話は、これは報道として流れていますけれども、まだ私の方の手元にはそういうものは正式にまだ入っていません。そういう状況なので今いろいろですね、それらの状況を集めながらこの制度の活用が我が町にとってどういう形でやればいいのか、有効なのかどうかを含めてですね、検討していかなくちゃならないし、それからまた、現状この限界集落と言われている今の集落に何が、町として何が、これだけ支援員制度がなければもうだめなのか、あるいは別な角度でやることによってそういうものが目的が達成されていくのかを含めてですね、いろいろ検討しながら、いずれ高齢化は進んでいくわけですので、これからのまちづくりの方向と合わせながらこういうものも検討していきたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長より答弁をお願いいたします。

○教育長（千葉良一君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

授業を推進するための施設の確保についての指針等につきまして、今年の教育長会議におきまして町に武道場があるかという問い合わせがありました。町全体が柔道であれ剣道であれ、なぎなたであれ、武道場を持っている町もありますけれども、大概の学校、町ではそれがなくて、現在もその選択であります武道を専攻していない学校がほとんどであります。現在、幸いにも私どもの方は畳を購入して体育館に畳を敷いて現在武道をやっているわけではありますが、ただ置くだけではやはり「ずっと歩く」ということの学校からの何とかしてくれということも出ております。そういうことで、たまたま新聞の報道によりますと、文科省で来年度の予算に武道必修化に向けた中学校の道場建設への予算要求として60億円の予算を要求するというニュースがありました。中身を見ておきますと、やはりその武道場を建設するよという、するための補助ということだと認識しております。ただ、やはり全国的に見た場合には中学校に武道場を備えているのは47%しかないということでもありますし、105時間の武道の必修化になった場合でもおそらく10時間から15時間の間の年間の武道の授業ということになりますと、1カ月に1時間ちょっとの時間になりますので、そのために多額の金をかけて武道場を建設するということはやはり財政上のこともありますので、今後やはり体育館を利用した、そして簡単に武道の稽古ができる、勉強ができるような設備を町の方でも考えていかなければならないと思いますし、この文科省の予算の要求された60億円のこの中身の使い方についても、これから見守ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問ありますか。はい、11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 1、2問は再質問の答弁で、それで結構なんですけれども、あらゆる機会を捉えてPRしていただきたいということでもあります。

3 問目についてなんですけれども、今、教育長の答弁で少し漏れがあったようですので再度確認させていただきたいと思います。

2010年に新たな指針が示されるということになっております。こういう指針が示された場合ですね、現場サイドとしてはこれに何としても従わなければならないものなのかどうかということを探ねたんですが、そのお答えがございませんでしたので、いま一度お答えいただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） まだ中身につきましてしっかりした内容が把握しておりませんので、出たときにしっかりした考え方を示していきたいと思っておりますが、何分にも予算が伴うということになりますと、それもまた、どうかな、という現在考えているところでございます。

○議長（阿部栄悦君） これで11番の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） それでは通告に従いまして質問していきたいと思っております。

まずはじめに、農林水産物加工施設工場の経営についてお伺いいたします。

私は6月の定例議会において加工施設のことを質問いたしました。その中で指定管理者の役割はどうかと聞きましたところ、町長の答弁では、あなたも週に何回かあそこに行っているだろう。けども、その行ってないときに指定管理者は行っているんだというような答弁でございました。だが、あれから一向に私もあそこを通るのは1日にかなりの数であそこを通ります。いまだかつて指定管理者が来たような形跡もないし、この間、1回か2回ぐらいはちらっと見たような感じもしますが、本当にあの人たちはただお金を出して経営に関わらないのか。本来ならば、このお盆でも何でも1,500ぐらい売れたようですが、あのときでも本当は旗を立ててみんなでPRするのが当たり前じゃなかったかな、と思います。毎日、課長が1日に2度3度あそこに行って一生懸命になって頑張っていて、本当にこれは直営じゃないのかなと。課長が水を汲みに行ったり、それから塩を販売する場所に持っていったり、従業員の人もこの頃はやっているようですが、なぜそこまで町があそこにね、はじめ私の感覚ではどうも直営でないような感覚で受けてあったんですけども、何だかもう直営みたいなような感覚に受け止めまして、いくら研究員となっているかもしれないですけども、どうも経営とはちょっと違うんじゃないかなと私はそう思ってまいりました。町長は如何お考えなんでしょうか。

それからあそこにいつも、私は気になって前にも言ったんですけどもボイラーの炊く燃料ですね、木材。本当に食べ物の前に、あそこで木を切って、そしてあそこで燃やして、あそこに山積みになっております。周りからもあれは何かした方がいいんじゃないかなという声がたくさんあると思います。私もそう思っておりますが、いつに

なったらあそこにその木材をちゃんと置ける場所をつくるのか。町長からのお答えをお願いします。

次に、猿害対策についてですが、八森は本当に20年前ぐらいからこの猿害対策で大変な目に遭いまして、県に陳情に行ったりいろんなところをお願いしてまいりました。その結果、追い上げ、ゴム弾で追い上げ、それから電気柵、防御柵が設置されることになりました。この間の県の発表によりますと、ようやくと長年の皆さんの夢が叶い猿を捕殺することができました。月に10頭という数も示されております。だから猿害被害者の会、また、関係者は大変な喜びだと思えます。今後どのような結果になるかわかりませんが、今まで長い間ボランティアを募集し、そして猟友会、また、ある個人の方にもお願いして莫大な経費をかけてまいりました。だが一向に猿は減ったことはありません。どんどん猿は増え、また被害が増えてきました。あの政策は正しかったのか間違っていたのか、町長は今如何考えているのでしょうか。

また、今まで全国的にボランティアを募集していましたが、今になって捕殺もできるような状況になりましたので、まだこれからボランティアを募集して追い上げをしていくのか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それから皆さんのお手元の中に私の資料として載ってございます、その追い上げとかしなくても猿に無線機が全部かけております。その無線によってどこに猿がいるか把握できる装置があちこちで結構やっているようなんです。だからソーラーだとか、それから電気でやるのもいろんな面、それから全部役場の方でコンピューターの中に無線の周波数を入れ、猿が何処どこへ来たならば、防災無線で音楽が鳴る、何キロ先に来たときにはこういう音楽が鳴る、そうすれば地元のその猿の被害の代表者の人に電話して、今おまえのところに猿が行ってるぞ、そうするとその人たちがみんなに連絡して猿よりも先に行って猿対策をするというのがどこでもやっているようです。だから町でもそういうような設備をしてやる気はないのかということをお伺いいたします。

次に、観光と特産品グッズの開発についてですが、この中で八森町の時代には皆さんから全国的にキャッチフレーズを募集して、その結果、「波踊るハタハタの里八森」という名前がつけました。だが、その間にだんだんだんだんと山、白神山地が世界遺産になり、いつの間にか「白神の里」ということになっております。なぜ里というものが2つあるのか。そうすれば山と川と海の町。そうすれば川も里にしなきゃいけないんじゃないかなと、本当に私の考えは少し人から見ればくだらないかと思いますが、どこ行っても里というのは一つじゃないのかなと。そういう面について何か一つにまとめる気がないのか、このまま両方でいくのかなと。私もあれ、多分両方に名前があったなと思ひまして鹿の浦まで走って行って見たら、こっち側に「白神の里」、向こう側に「波踊る八森」と書いてございました。やっぱり白神の里は消えてないんだなという感覚で帰ってきました。これどっちにするのか、それともこのままでいくのか、町長からのお

答えをお願いします。

そしてもう一つは、昔からハタハタの町八森でございました。ただ今までは食の開発とかいろんな面でやっております。けども、ほかへ行けば別な面でもいろんなグッズですね、タオルとか栓抜きとかいろんなもの、今は携帯電話のストラップとかそういうのをブナの木を使ったり、いろんな杉の木を使ったり、いろんなあれをしてやっぱり八森を全面的に、食べっかりじゃないんだ、こういうものがあるんだということをしていかなくちゃいけないと。だから正面ばかりの観光じゃなくて周りからも攻めるような観光をしていけば如何かなと思いますが、町長は如何お考えでしょうか。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

まず、農林水産施設処理加工施設についてであります。先ほど6月定例会の一般質問でお答えしておりますが、5月28日に秋田県農林水産技術センター、町及び八峰白神自然食品株式会社で白神微生物を活用した新規食品保存用資材の開発をテーマに、共同研究契約書を締結し、それぞれ2名の研究員を配置して、県農林水産技術センター総合食品研究所が、微生物発酵条件の最適化等を、町が配合天然塩と使用機器の調整及び商標登録、特許出願事務等を、八森白神自然食品株式会社が発酵物の試作試験、保存試験、配合試験等の実証をそれぞれ分担し、共同研究を進めております。共同研究は、1週間に1回のペースで、農林水産物処理加工施設で進行状況や試作試験、配合試験等の打ち合わせを行い、製造技術や分析等に関しては、必要に応じて総合食品研究所や白神カルチャールームの機器を利用して、八峰白神自然食品株式会社の研究員が各種試験の検証や研修を行っております。この共同研究にかかる原材料、高熱水費、研究員の人件費等の費用は、八峰白神自然食品株式会社の自己資金で賄っており、施設運営の町からの指定管理料を無料としている状況では、様々な部門において、町及び総合食品研究所がサポートし、このプロジェクトを着実に軌道に乗せなければならないものと考えております。

いつまでも町が関わっていくのかとのご質問であります。地域産業の振興、雇用環境の改善は当町の大きな課題であり、農林水産施設処理加工施設の整備を契機に、産学官の活動拠点もできましたので、町行政が担える分野につきましては、今後とも積極的に支援、協力してまいらなければならないものと考えております。

八峰白神自然食品株式会社は、5月26日に取締役会及び通常総会を、8月6日に取締役会を開催し、会社の運営方針や販売戦略等を協議しており、その意向を受けて従業員、町、総合食品研究所が連携し共同研究と製造を進めております。また、取締役等は通常の仕事を抱えておりますので非常勤としておりますが、取締役会の決定を受けて、販売

先の確保等について、それぞれの立場で具体的な取り組みをしております。

最初に商品化された天然塩「八峰白神の塩」の販売につきましては、行政報告で申し上げましたが、評判も上々でありますし、今後、かん水やニガリ、白神塩どぶろく等の商品化や販売が順次進んでまいります。

今、原油の高騰から諸物価が大幅に値上がりしてきており、国内のあらゆる産業が危機的な状況に陥っているといっても過言ではない状況下ではありますが、当町が進めようとしている、この新規のプロジェクトが、地域産業に大きな恩恵をもたらし、活力のある産業の構築、若者の定住などの大きな夢と希望につながるものでありますので、あらゆる英知と力を結集してまいらなければならないものと考えております。

次に、木材置場の倉庫が必要ではないかのご質問であります。燃料の木材置場につきましては、石塚議員から大変なご心配をいただき、また、ご提言をいただいたことを会社の方にもお伝えしながら、プレハブの設置や遊休施設のストックなどの提案をしてみたいと考えております。

次に、長年にわたり追い上げ活動を個人に委託し、一向に猿が減少せず被害が拡大している現状をどう見るかというご質問であります。合併前を含めた猿害対策については、農産物被害調査、被害マップの作成、猟友会の追い上げ、テレメトリー調査、追い上げボランティアの育成指導業務、奥山放獣など、いろいろな取り組みをその時々状況や必要に応じて実施してきたところです。その中で、個人にお願いしなければならないものについては委託という方法などでお願いした経過があります。また、現在も継続しているものもありますが、すべて個人に委託しているわけではなく、現在では猟友会にお願いする内容が大きなウエイトを占めております。また、合併後は従来の考えにとらわれず、目的を達成した事業や効果の薄い事業は中止するとともに、新たな取り組みも加えて被害防止に取り組んでいるところでございます。

ご指摘のように、猿の数が増え被害が拡大している状況については、私としても非常に深刻に受け止めております。これに対処するために猟友会や県、警察等の指導・協力を仰ぎながら、行政や被害者、関係自治会においては、これまで以上に連携してそれぞれの役目を果たさなければならないとの意見が一致し、本年3月に八峰町猿害対策地域協議会を立ち上げたところであります。これまで要望してきた猿の捕殺が、8月1日付の有害鳥獣捕獲に関する要領の改正でようやく認められ、議員各位のご理解により関係予算も承認されましたので、具体的に捕獲活動の実施に入っていきたいと考えております。

次に、実弾での追い上げ、捕殺が許可になった今、ボランティア募集がまだ必要なかというご質問であります。ボランティア参加者は、旧青少年の家を宿舎として追い上げ活動にご協力をいただいておりますが、施設の老朽化に伴い宿舎として使用できない状態にあるほか、これに代わる適当な施設が今のところ見当たりません。さらには、

平成14年から18年度までは延べ人数で200人から400人近くあった参加者が、平成19年には100人程度まで減少し、今年度はさらに減少するものと思っております。その原因は、同じような取り組みが全国各地で行われるようになり、学生を中心とした若者が有償ボランティアとして別の地域に流れているのが現実であります。実弾による追い上げや捕殺が可能になった等様々な状況変化を踏まえ、来年度以降、ボランティアの募集をしないを含めてこれまでの実施施策の見直しをしたいと考えております。

次に、野生猿接近警戒システムの導入の考えはないかのご質問であります。まず質問の提出に際し石塚議員からは、猿接近警戒システムに関する詳細な資料を提供いただき、まずはお礼を申し上げます。

町では様々な取り組みを行っておりますが、確かにハイテク機器の活用という点では遅れをとっていると思っております。いろいろな角度から、手法や対策を検討することは大切でありますので、貴重なご提言と承りたいと思っております。ご提案をいただいたシステムに限らず、町としても今後、ハイテク機能を活用した監視システムの導入の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、観光と特産品についてのご質問にお答えいたします。

平成17年3月に、八峰町八森町峰浜村合併協議会が新町まちづくり計画を策定し、町村合併後のまちづくりの基本方針を示しております。この方針を引用いたしますが、新町を構成する2町村は、これまで互いに協力し合いながらも、それぞれの地理、歴史、伝統、文化などの特性を活かし、独自のまちづくりを進めてきました。これからのまちづくりは、新町の一体感の醸成を図りつつも、それぞれの地域特性を尊重し、継承しながら、「小さくともきらりと輝くまちづくり」を進め、将来の子供たちが誇りを持てるまちづくりを目指していく必要があるとし、当町の将来像を「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」と謳っており、現在の八峰町総合振興計画に引き継がれております。旧八森町は、石塚さんがおっしゃるように「波踊るハタハタの里」のもとにハタハタを、また旧峰浜村は「ポンポコ山共和国」を建国し、狸をキャラクターに地域コミュニティ、アイデンティティを確立し、大いに地域をPR、その効果も大きいものがあったと思っております。

今朝の北羽新報に掲載されましたが、今年6月中旬に八峰町観光協会が、観光キャッチコピーを募集したところ、町内外から225点の応募があり、8月に開催した選考会で埼玉県在住の赤坂美咲さんの応募作品「きらり☆八峰」を最優秀賞に選んでおります。赤坂さんは「能代にいた頃は、よく八森方面へも行ったものです。鹿の浦からの日本海に間近に迫る白神の山々を見ていると本当に癒されます。自然、人、食べ物すべてが輝く八峰町、これからもキラリと輝く町であって欲しい」と受賞のコメントを寄せていただいております。新町に相応しい、地域資源に根ざしたキャッチフレーズや愛称、キャラクターなどにつきましては、今後、商工会や観光協会などと協議してまいります。

まずは、観光キャッチコピーを、この出されましたキャッチコピーを活用し、町のPRを図るとともに、観光協会などが取り組もうとする様々な特産品やオリジナルグッズなどの開発を支援してまいりたいと考えております。

これまでのまちづくりは、行政がサービスや企画を提供し、住民等がそれを受けるといいう形が多く見受けられました。これからは住民等が主体的に取り組もうとする事業を行政がパートナーとなり、また、サポーターとなって進める形が望ましいと考えておりますので、住み良いまちづくり、産業の創出などに、様々なアイデアや提言を寄せていただき、その実現をそれぞれの立場で実践していく「協働の精神」で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） はじめに加工施設のことについてお伺いしますが、八峰町農林水産処理加工施設の管理に関する基本協定の中に第3条の2にですね、甲は本業務を利益の創出を基本とする民間事業者等に実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする、こうなっております。だからやっぱり町がそれはある程度はじめは関与するでしょうけれども、今後はもう向こうに任せて、いくら非常勤であろうが何であろうが、町長だって非常勤なんだから、特別職なんだから、向こうだって仕事をしててもやっぱりしょっちゅう顔出して、そしてやっぱりはっぱをかけて赤字にならないように一生懸命黒字にするようにして頑張ってもらいたい。今のままで町がやってて、そしてなおかつ今年指定管理料を払わないんだけど、来年からは払うことができるというこの協定の中にもありますしね、そうすれば何もしないのに指定管理料を赤字になったときに、請求されたときに払うんですかということになりますので、やっぱり一生懸命頑張ってるんだな、これならやらなくちゃいけないなと思うようなことをしていただきたいと思っております。

そしてあと、この業務報告書ということの中にはですね、乙は、毎年度また月に一度は、業務報告はしなきゃいけないわけですよ。だからこの間、多分あそこに2、3日前に町長の車と管理者の車と課長の車があったから、石塚にまた言われたからこれいろいろと対策を練りに来たなという感覚をしていましたが、まずやっぱりちゃんとこの中で業務報告書の、要するに基本協定書の中をね、きちんとこれが通ったんですから、やっぱりこれを守っていただきたいということをお願いしておきます。

そしてお盆ですから結構今年は人が来ました。だから塩も一生懸命になって売ってました。かなりの数も出たのはわかっております。だからこれからは、はじめはやっぱり物珍しいから、どこの塩屋さんもはじめはかなり売れるんですよ。ところがやっぱり今、八峰町で8,000人ちょっといますね。みんなに1個買ってもらっても8,000は必ず出ると思うんですよ。みんなにこう言ってね、買ってくれと。けども、その後が多分大変だと思いますので、先ほど町長が言ったようにPRに努めてどこかにキャンペーンに行く

とかね、そういうようなことをお願いしておきたいと思います。

それからあと猿被害ですけれども、今後いろいろなことを考えていくということですが、今の担当課長が一生懸命になって無駄な経費を省くということをね、やっていますので、これは大変良いことだなど、私も今までと違ってきたなということは自分の肌で感じております。だから今後もさらなる猿が1頭でも減るように、被害が少なくなるようにお願いしていきたいと思います。

あともう一つの最後の方なんですけれども、どっちにするのかと。里2つあるけれどもどっちにするかということ聞いたんですけども、何とかこの「白神の里」、「波踊るハタハタの里」を1つにまとめて「白神の町、波踊る八森」、「白神の何だか八森」とかと何か一連の流れをつくような名前を考えたら如何かなと私はそうと思いますが、そういう点をよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚議員の再質問にお答えします。

非常にご心配をいただいていることについては、非常にありがたいと思っています。

ちゃんと指定管理者を受けて白神八峰自然食品の方でも一生懸命頑張っています。何か石塚さんの目には頑張ってるように見えないようでございますけれども、本当に一生懸命頑張っています。先日、私も行きましたし、取締役も1人行って課長も行ったんですけども、実はもうある業者があそこの塩を使って加工に入りたいという、そういう商談がありまして、いろいろあそこで打ち合わせなどしたわけでございますから、変に誤解した今のような取り方をされるから、せっかく頑張っているのを素直に受け止めていただけないと私は思っています。だから町がですね、去年1年間いろんな議論がございました。私もやっぱり大事な施設だと思っていますし、これから今、塩どぶろくができることによってより幅が広がっていくという状況でございますので、やっぱり町の一つの産業、まちおこしもつながっていく問題ですから、町としては一生懸命やっぱり成功するように頑張っていきたいと思います。もちろん会社自体としても努力することは努力してもらわなきゃならないわけですので、その点は申し上げていきますけれども、やっぱり今そういう時期ではないかなと思っていますので、どうかひとつご理解をいただきたいと思います。

それから始めて猿の件で経費ね、最小の経費で頑張っているということでお褒めをいただきまして本当にありがとうございました。

先ほど申し上げたようにようやく新しい手段も付け加えられましたので、それらも駆使しながら、本当にいろいろ今の被害はですね、少しでも減るように我々としても最大限頑張っていくつもりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3点目のどっちにするのかと、里2つで困ると、加藤もあれば木藤もあるし、佐藤もあるし、須藤もあるわけですけれども、やっぱりいろいろね、八峰町には資源が

いっぱいあると思います。やっぱり白神山地あり、日本海あり、しかもいろんな歴史的なものもございます。そういうものを網羅しながら、八峰町全体としてどう一つのものにまとめていくのかというのがですね、これはやっぱり大事な課題だと思いますので、これから一生懸命またいろんな関係方面に相談しながら統一してやれるキャッチフレーズであるとか、そういうふうなものを考えていかなきゃならないなと思っていますので、あまりどっちだと、こういうんじゃないかと、ある素材を十分こうお互いに生かしながらやっていくということで理解を賜りたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員さん、再々質問ありますか。

○3番（石塚正一君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。5分間休憩したいと思いますので、ご協力のほどをお願いいたします。

午前11時1分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

6番議員の一般質問を許します。6番丸山あつ子さん。はい、6番。

○6番（丸山あつ子君） それでは通告に従いまして一般質問をいたします。本日は1点です。

水沢ダム下の冷泉までの林道は現在通行止めの看板があり、ダムの堰堤周りでのコースで利用するようになっております。そこは距離が長く堰堤から降りるには階段があり、歩いて持ち運びするには冷泉を利用している人たちは難儀しているようです。アトピーによく効くと言われ、町内外を問わず利用者がそれなりにおりますので、車で通行できるように補修できないものか町長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山あつ子議員のご質問にお答えいたします。

水沢ダムの峰水湖冷泉は、昭和60年に秋田県が水沢ダム建設に伴う地下水調査ボーリングをした際、地下55メートル地点を掘削中に湧出したもので、その後、温泉の自然湧出量の調査を続け、湧出量が一定であることを確認した後に、温泉掘削地の所有権者である沢目財産区に県が温泉権を譲渡しております。平成7年2月に旧峰浜村が温泉分析を行いました。泉質は塩化物、硫酸塩泉で硫黄臭が強く、冷泉利用者の中からアト

ピー性皮膚炎に効くとの情報が広がり利用者も増加しておりましたが、当時の温泉使用基準では硫化水素が大量に含まれており、使用方法を誤ると死亡事故につながる恐れがあることから、使用しないよう周知看板を設置して注意を促したこともあります。平成9年に高濃度の硫化水素を含む温泉の使用基準が改定され、沢目財産区では温泉掘削の許可を県に申請し、平成9年9月から冷泉が利用できるようになりました。しかし、平成11年に自然湧出がストップし、平成12年4月に県からの許可を得て手押しポンプを設置し、現在に至っております。平成19年4月に山本地域振興局建設部が水沢ダムと周辺施設の点検を行ったところ、冷泉に繋がる旧水沢林道の法面から岩石が崩落しており、地震や豪雨などの異常気象はもちろんのこと、平常時においても岩石の崩落や落下で重大な事故が発生しかねないとして、即時に、一般車両の通行止めの措置を講ずるよう県から町が指示を受け、現在も通行止めとしております。

県でもアトピー性皮膚炎で悩んでいる方々が、冷泉を利用していることを承知しており、その代替としてダムの堰堤を通行しての冷泉の採取を認めていただいておりますが、丸山議員のおっしゃるとおり、その冷泉の運搬に大変ご難儀していることは私も承知をしております。

しかし通行止めを解除し、万が一事故が発生した際は、県、町及び沢目財産区に道路管理などの責任が問われ、損害賠償訴訟などへ発展する懸念が生じてまいります。このため県から旧水沢林道の一般車両の通行を認めてもらうためには、崩落している岩石を取り除くだけにとどまらず、完全な法面崩落対策事業が必要となり、この改修に多額の費用を要することから、町も大変苦慮しております。冷泉利用者の方々に大変ご不便をおかけしますが、事故等の懸念の少ないダム堰堤を通行し、冷泉を利用させていただくことで、ご理解願えればなと思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再質問はありますか。はい、6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 再質問よりも意見を言わせていただきます。

まず、近年、食生活や日常生活と生活環境の変化も影響しているのでしょうか、アトピーの人が多くなっているように私には見受けられ、耳にもします。そのアトピーに冷泉が特にも効くと言われて口コミで広がり、利用者は結構おります。ダム側は車が入り込むことができないために、実際のところ、ダムの堰堤を歩いて通って冷泉を運ぶのは大変なことです。うちでも私事ですが、その冷泉を利用していますのでよくわかります。冷泉の場所は町の管理するところではないのかもしれませんが、そこへ行く途中のその道路の落石の危険のある岩石、目立つのは1個だと思うんですね。その1個の岩石の除去が難しいようであれば、落とすのではなくワイヤーロープでくくるとかして、簡便法で、とりあえず、車で利用者が通れるような方策というものはないものなのでしょうか。以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 後段の方のお話ですけれども、岩石ね、一番危険なものを1個取り除けばいいんじゃないかというご意見でございますけれども、その1個を寄せることで上からの崩落も考えられると。それから付近一帯の構造そのものが非常に危険な状態になっているので、全般的な崩落対策をしないと、これはまた崩れる危険性がありまして、県の方からそういう見方をされまして、そういう中で、これは危険なので通行止めにするべきだという指導を受けています。後でまたですね、再度また私らももっと詳しく調査はしてみますけれども、現実言われている内容はそういう状態です。

あとそれから、最近おっしゃるとおりアトピーがね、非常に増えている。これは食生活の関係だと思うんですけれども、そういう中でこれに効くっていうことになれば、やっぱり、それなりに聞き伝いに利用する人も確かにあると思うんです。だから、あれはそのまま原液で多分使わないと思うんで、薄めるということになると、例えばあれを詰めて逆にね、そういうサービスを逆にやるとかね、そういうこともまた状況によっては考える必要があるのかなとちょっと今そういうことも考えているんですけれども、ただ当面あそこをですね、自由に通らせて汲んでいただくということは、現状ではまだそこまでは行ってなくて、もし万が一事故があった場合は先ほど申し上げたように管理責任を必ず問われます。そういうことでまず当面はちょっと無理だということで、何とかそこら辺でご理解していただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員さん、再々質問ありますか。

○6番（丸山あつ子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで6番議員の一般質問を終わります。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。はい、14番。

○14番（見上政子君） 通告に従い一般質問を行います。

まずはじめに、減免申請に必要な提出書類は簡素にできないかについてお尋ねをいたします。

国保税や住民税を払いたくとも払えない様々な理由で、支払い困難な世帯のために申請して減免をする条例があります。当町の八峰町税等取扱規則には第2条第3項に、担税力の有無は納税者（生計を一にする親族（内縁を含む）を含む）の給料、年金、退職金、保証金その他すべての収入及び預貯金、保有資産等、総合的に判断して、生活保護基準を目安とし、町長が決定する、とあります。申請者が記入する項目が7ページにわたって世帯の状況調べがあります。所有している資産、理由等を詳しく書き込むようになっています。手続きが大変ですが、払うのが困難であれば頑張ってこの書類を書き込みます。この規則は申請者だけでなく同一世帯の給料、預金まで調査することになっています。申請するとき、そのための同意書を家族全員の署名と印鑑を押して出すこと

になります。この行為は強制することができませんので拒否することができます。しかし、拒否をすると申請者が能代市、八峰町の全金融機関10カ所から、利用したことがあるなしにかかわらず、窓口に行って町で用意した用紙に残高を証明してもらわなければならないということです。このようなやり方は能代山本では当町だけです。藤里町は規則に「世帯を一にしているものの調査」とは書いてありますけれども、実際は書類のみの審査にしています。能代市、三種町には規則にそのような記載はありません。生活保護基準と同じような基準の方々が減免してほしいと申し出ることは、車がないとか高齢者であるとか、体が不自由である方がほとんどであります。能代市6カ所、八峰町4カ所の金融機関を回ることは大変な労力と出費がいります。金融機関の残高証明書がないと審査できないというのであれば、減免申請というのは制度があるだけで町民の利益権限を狭め、当町ではほかよりもハードルを高くして利用しにくくしていると言われても仕方がないのでないでしょうか。町の権限で押しつけることにはなりませんか。町長、如何にお考えですか。

国保税が1年間払えないと資格証明書が発行されます。今、全国でも、また秋田県の市町村でも資格証明書の発行をできるだけ出なさいような方向に進んでいます。能代山本の中でも全県的に当町の資格証明書の発行は群を抜いて率が高くなっています。申請を受けやすくすることは住民にとっても、また当町にも、収納率を上げ国のペナルティーを受ける危険も少なくなることに繋がらないでしょうか。その点、町長の考えをお聞きいたします。

2つ目は、石油の高騰で町独自の支援対策はあるか。その1つに、農業ハウス、漁船に援助はないか。また、昨年同様に灯油の値上がりで弱者支援対策の支援がありました。このことについても今年はどうかお尋ねをしたいと思います。

石油の高騰は、アメリカのサブプライムローンの焦げ付きから発して、投機ファンドマネーにより全世界に石油や穀物など価格高騰が起き、世界経済を揺るがしています。日本政府はこの対策になすすべもなく、国民生活に多大な影響を与えています。政府ができないことを町が支援するというは大変なことはよくわかっていますけれども、特別交付税で救済策の実現を図ることも可能ではないでしょうか。

また、全国的に八峰町と似た地理的条件の自治体できめ細かい援助をしています。島根県邑南町では野菜、花、菌床しいたけを生産するパイプハウス施設に灯油、A重油の助成や、石巻市では1カ月当たり1キロリットル以上の燃油を使用する漁船264船に使用実績に応じて助成額を補助しています。長野県では農業関係者に助成をしています。6月総務省調べで、生活困窮者に対する灯油購入費の助成をやっている都道府県12団体、市町村789団体、その他というのは農漁業も入りますけれども、都道府県22団体、市町村118団体となっています。それらの事業が行いますと2分の1の交付金を出すということが総務省の方から出されています。八峰町の基幹産業である漁業と農業の活力がな

いと、町全体の活力もなくなってしまいます。町として何らかの支援をすることは、事業は続けるのは大変だけれども町で応援しているから頑張ってみようという意欲がわいてくるのではないのでしょうか。当町では町独自の支援を考えているのでしょうか。県にも具体的な助成を求めていく必要があると思いますが、如何でしょうか。

漁協関係者の話では、国は漁船が昨年から燃料を1割省エネし、水揚げも1割減らした漁船には助成をすとしていますが、対象漁船があるのか。また、人件費を払うために無理して漁に出ている船があるのでどうなるのかと嘆いています。二、三日中に手を上げなければ間に合わない。もっと国は規制を緩めて助成をしてほしいものだとおっしゃいました。もっともなことだと思います。国に今後どのような支援を要望していくのか、考えをお聞かせください。

昨年、八峰町の障害者、高齢者世帯、非課税世帯、一人暮らし世帯に福祉灯油の助成がありました。これは他町村に先駆けて行って大変好評でした。今年はなおさら灯油が高くなっております。冬が来るのが怖いとよく聞きます。昨年と同様の対策をお考えでしょうか、その点も付け加えてお考えをお聞かせください。

最後に、猿被害について県から出された通達に沿った捕殺体制はできているのか、また、里山の猿対策についてお尋ねをいたします。

農作物の猿被害は八森から峰浜全域に及んでいます。今、被害のない所でも峰浜地域で猿が堂々と広域農道を歩いているのを見て、来年は自分のところに来るのではないかと今後のしっかりした対策を住民は望んでいます。八森地区は岩館、観海地区全地域が被害に遭っています。毎年毎年大体同じ所に、例えば立石の丘の山の田んぼでは、畑では年3回、4回来ていると言って話をしています。農作物も年々種類が増え、畑に作付しているすべての野菜が被害に遭っています。檻を置くと、すぐサルが入ると言われています。里山の猿が増えすぎているということのあらわれではないのでしょうか。今までの対策は、全国からボランティアを募り追い上げ隊と称して、夏休み、若者が町に短期間入って活動してくれました。また、住民は夏前に一斉追い上げを行ってきました。特に今年になって効果がないどころか被害地域が広がり、畑に携わる人たちは「早く殺してほしい」と口々に言います。追に上げとは、奥山に行くよう学習させて猿と人間世界にはっきりした境界線を引くことは誰でもわかっています。対策は人間の生活を最優先に考えて、共存できないものであることを住民とともにはっきり認識して取り組むことを示していかなければならないと思います。猿山に猿を住まわせない対策に力を入れている重点課題をわかりやすく説明するとか、チラシを作っていく必要があるのではないのでしょうか。猿害に対する地域に向けた共存活動がどのくらいやられているのかは、私はわかりませんが、住民に収穫後、野菜を残さないとか果樹を植えないとか、電気柵の手入れをするとかいろいろあるのではないのでしょうか。町の職員は被害が出るたびに、猿が入るたびに、檻に猿が入るたびに走り回って大変なことはよくわかります。

でも、それは猿害対策がしっかり当局に根ざしていないからではないでしょうか。猿の通り道は住民がよく知っています。そこへソーラーシステムの探知機を置いて砲声を発生させるとか、今いろんな対策が全国各地で行われています。

かねてから私は、捕殺をやらざる状況にあるのではないかという質問をしてきました。町長も県の方に「早く捕殺の許可を」と発言しているのがテレビでも報道されていました。今か今かと県の出方を待っていましたけれども、ようやく8月、私は8月2日で用紙を見たんですけれども、捕殺の許可が下りました。折しもそのとき、被害を受けている方と朝一番に町の農業振興課に檻のことや被害状況を知ってほしいと話をし、捕殺はどうなっているのかを聞きました。担当課では捕殺の許可もなく、猿被害に追われて大変な状況を伺いました。私たちはこれでは被害が増えるばかり。その後、県の捕殺の許可がいつ下りるのか、このことだけでも聞きに行こうと振興局の担当課に行ってみました。そうしたらちょうどその日、振興局では偶然にも、今、本庁から届いた、これは市町村に今すぐ通達するという用紙を見せてくれました。その説明で力を入れて強調していたのは、これは市町村が計画や今後何頭捕殺するというのではなく、今被害があったらすぐ対処できるように速やかに町が申請書を振興局へ提出すれば、県はすぐ許可をすると、そういうふうなものであるということはかなり力強く言われました。その用紙も見せてもらいました。簡単なものです。私はここで県の力の入れようを本当に伺いました。そのような通達が届いてから当局はどのような対策を行ったのですか。この間、猿の被害があちこちに見られました。猟友会からは、県からの通達があったとか町からの話は全く知らないということです。9月議会を待たないで、被害があった場合は専決処分にするとか、8月の通達が来た時点ですぐ全協を開いていくということも考えられるのではないのでしょうか。6月の全協に出された八峰町鳥獣被害防止計画書については、わざわざ別紙に本日の議会全員協議会の案件とは関係のない旨を申し添えます。いわゆる報告です。今度は緊急の通達が出たにも拘わらず、9月議会を待つ、この考え方、取り組み方がどんどん猿を増やしている、こういうことになっているのではないかと私は思います。有害鳥獣被害計画も出ました。捕殺の許可も出ました。しかし、有害鳥獣猿実施法案かつ基準案には、里山の猿を減らすというものにはなっていません。犬による追い上げも効果があると思いますが、新聞等の報道では実践されたかのように見えたが、これもパフォーマンスだったのでしょうか。活動案にも載っていません。春過ぎて畑の野菜を収穫しようとしてらめっこしている農家の人たちは、自分が採ろうとする前に被害に遭ってしまいます。未熟な人参、サツマイモ、玉葱、やられます。この中には、案の中には「秋も深まり木の葉が落ちるころ、捕獲活動の実施で」と書いてますけれども、農作物が全部被害に遭ってから実施しようということなのではないでしょうか。猿の集団に囲まれた話を2回聞きました。計画も活動案もどうも役場の職員が机の上で考えたものに見られてなりません。猿害対策は町に任せられました。里山に住みついた猿は絶

え間なく増えています。ボランティア頼みにも、もうできません。被害に遭ったらボランティアから猟友会に移すという先ほどの答弁もありましたけれども、町の職員を増やして冬を除いた期間、猿から住民を守る対策を冬の間、町の住民とじっくり話し込んで考えてみては如何でしょうか。秋も深まってからでは住民の怒りが目に見えてきます。

2000年、環境庁の出された、出先機関からの資料によりますと、白神山地の麓の個体数は、群れですけれども60とあります。これは多すぎるという判断をしています。その後、国会で捕殺の法ができたんですけれども、秋田県はその間、行ってきませんでした。ようやく捕殺の許可が出たんですが8年過ぎていました、あれから。里山の対策だけではなく、個体数を減らすということを考えていかななくてはならないと思います。常盤二ツ井地区などネットワークをつくって群れの数を減らすことを考えていかななくてはいいないと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えいたします。

まず、減免については申請書に詳しく書き込む欄があり十分把握できるので、審査においては同意書の提出や金融機関の調査は必要ではないのではないかという点についてであります。その前に、まず憲法第30条に、「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とあるとおり、税法に基づき賦課された税はすべて納付されるべきものであるというのが基本原則であり、民主主義の根幹をなすものであることは論を待たないものであると思います。ただし、納税義務者が担税力を失った場合は、その納税義務者を保護するために税額を軽減あるいは免除する規定が設けられております。この規定の目的は、法が通常予定している一般的な課税の公平でなく、個別事情における課税の公平を実現することであり、法が一般的に適用された場合に不公平な課税が生じるといったきわめて例外的な場合に、合法性の原則の例外として限定的に規定されているのであります。ゆえに租税債務を減免することは、法に従って確定した租税債務を行政が変更するということでもありますので、当然減免は慎重に扱わなければならないものであります。

当町では、八峰町税等減免取扱規則第5条において、減免申請書の提出があった場合には実態調査等の方法により申請内容を確認しなければならないと規定しており、最初になすべきこととして申請書に記載された内容が正確かどうかを確認することを義務づけております。もしこの確認をしっかりと行わずに減免を行うとすれば、到底ほかの納税者の理解を得られるものでなく、税負担の公平という観点から納税意欲を失わせる結果を招くことが懸念されます。

申請者が提示した預金の確認で十分でないかという点についてであります。その方

法でも、当人が提示した預金が存在するという確認はなり得たとしても、他に預金がないということを確認したことにはなりません。ですから、当人や家族の取引の有無に拘わらず管内の金融機関における残高を確認できないとすれば、町は当該世帯の担税力を正しく判断したかと言われても減免はできないこととなります。実際過去に、預貯金はないと申請した世帯で、調査した結果、預金が出てきた例もあり、金融機関の確認は当然必要なことと考えています。町では納税者である住民から求められた場合、減免の取り扱いについて説明責任がありますから、たとえ他の市や町が八峰町と同様の調査を行っていないとしても、そのことをもって現在町が行っている調査をやめる理由とはならないものだと思います。

さて、減免を規定する条例の条文（＊）には、減免を受けようとする人自身が減免事由を証明する書類を添付して申請することとなっております。しかし、申請者が自ら金融機関の証明書を取得することが負担であることを考慮し、預金調査の同意書を出していただければ、申請者本人に代わって町が各金融機関から証明書を取り寄せ、申請者の負担を軽減するために実施してきたところであります。ですから、同意書の提出する、しないは任意でありますから、それを出さないことを選択して、金融機関に出向き屈辱や羞恥心を持たされると言われましても、これは各人の選択の結果でありますので、当たらない非難かと思われまします。

また、減免申請の審査内容を簡素にして減免しやすくすれば、滞納世帯や資格証明書発行が減少するのではないかという点についてであります。冒頭でも申し述べましたように、減免は合法性の原則のきわめて例外的な場合に限定的に規定されているものでありますから、そのような安易な考え方は行政としてはとるべきではないと考えますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、石油高騰に対する支援策についてであります。一昨年来の石油の高騰は企業、自治体、家庭を問わず、化石燃料に頼る現代社会においては、燃料のみならず、食料品や生活必需品の果てまで値上げされ、すべての経済、生活に影響を与えております。今月は幾らか単価が下がったものの、先月の石油製品の販売価格は東北管内の平均で、灯油では18リットル2,418円、ガソリンが1リットル183円となっており、史上最高値となっております。昨年3月を基準に比較すると、灯油では78%アップ、ガソリンでは44%アップとなっております。福祉灯油が実施された昨年12月と比較すると、灯油が34%アップ、ガソリンでは18%アップとなっております。

こうした燃料高騰に対して各地の運送業団体や漁業関係者による抗議行動や要望活動が毎日のように報道されていることは、皆様既にご承知のところでありまします。また、航空機では既に値上がりした燃料を利用者に負担してもらおう燃料サーチャージ制度を実施しており、運送業でも同制度の導入が検討されているところです。海外では燃料高騰が社会問題となって暴動に拡大するなど、世界的にも大問題となっているところでありま

す。

さて、ご質問の町の基幹産業である農業や漁業への直接支援の町の考え方ですが、この燃料の高騰の影響は、例えば農業であれば肥料から農薬、農業資材、農機具、燃料に至るまで全てで値上がりし、経営の悪化が一層深刻であります。漁業にあっても同様であることは言うまでもありません。これに対して国では総合経済対策を取りまとめ、今年度補正予算と来年度予算で積極的な対策を講じようとしています。具体的な内容がまだ示されていない中、首相の辞任などがあって国会の開催も遅れる見通しとなっております。ただ、これまでの情報で共通することは、原油価格の高騰は特定産業だけではなく国民生活全般に影響を与えていることから、直接的な補てんは難しいのではとの見方がされています。また、県においても9月県議会において緊急経済対策として総額35億円超の補正を行う内容が発表されております。省エネ機械の導入支援や制度支援の優先枠の設置などがあるようであります。

町内の状況ですが、農業ではハウス栽培での影響は少ないものの、菌床しいたけ栽培においては冬期間の暖房で大量の灯油を消費することから、既に農協が独自に販売価格の軽減を実施しているところ。こうした状況下であります。町としては国や県の動向を見極めながら支援できる内容がないか検討してまいりたいと思います。

次に、灯油の値上がりで昨年のような支援が今年もあるのかとの質問ですが、昨年実施の福祉灯油については、国や県の助成を受けて低所得者家庭等への灯油代として申請のあった世帯に1万円を助成したところであります。現在のところ、国や県から昨年のような財政措置の方向性は示されていませんが、昨今の燃料の異常な高騰が続いていることをご報告したとおりであり、町としては今後の石油価格の動向を見定めながら、低所得者家庭等へ何らかの支援を前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後に、国や県に対して今後どのような行動を考えているかとのことであります。国や県の経済対策の内容は詳細の説明がされておられませんので、今後これらの内容を十分精査し、町村会や県・国等への要望活動を実施したいと考えております。

次に、猿害対策についてであります。

まず最初に、猿害について県から出された通達に沿った捕獲体制はできているのかというご質問にお答えいたします。

ご質問の要旨を要約しますと、8月1日に有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領が改正されてから、なぜすぐ捕獲を実施しないかということについてであります。ご質問にお答えする前に要領の解釈について補足をさせていただきます。

要領には、各市町村は速やかに捕獲体制を整えて捕獲活動を実施しないという規定がありません。有害鳥獣の中では日本猿を捕獲しようとする場合には、要領本文と別記1の規定に従って実施しなければならず、要領はあくまで許可基準や手続きを定めたものであります。

次に、すぐに捕獲を実施できない理由が幾つかあります。

1つ目は、猟友会は追い上げや捕獲活動について、本来何の義務もありません。規律と正義を重んじ、狩猟を楽しむ団体として、地域に貢献する活動をしようと町の要請に応じていただいているところでもあります。捕獲活動を実施する前に、改正要領や実施方針等について猟友会や町議会に十分説明し、ご理解をいただくことが必要と考えたからであります。

2つ目は、住民や従事者の安全を最優先とした実施方針と活動基準の作成と、関係団体との調整に時間を要しました。実施方針等の作成は義務ではありませんが、文章化することにより、より適切な活動を行うことを狙いとして作成したのですが、必要に応じて改定をしております。8月20日に、実施方針と活動基準について猟友会との協議を行い、後日、捕獲従事者として協力いただくことを快諾いただいております。また、25日には被害農家や関係自治会、県などの指導機関で構成する町猿害対策地域協議会においても、捕獲活動の実施について説明し、ご理解いただくなど、実施に向けた手順を踏んできたところでもあります。

3つ目は、予算の関係です。猿の有害鳥獣捕獲は、実施主体を市町村と限定しているため、地域協議会が実施主体となり今年度実施している国庫補助事業の予算を活用できないほか、一般会計の関係予算にも余裕がありません。捕獲活動を行うためには新たな予算措置が必要なため、9月補正予算に関係予算を計上し、昨日、ご承認をいただいたところでもあります。

ちなみに既に銃器による捕獲許可を受けている藤里町では、安全が確保されてないとしてまだ実施していないと伺っております。また、能代市では、銃器による捕獲はまだその段階に至っていないとして許可申請をしてないとのことでもあります。

県に申請書を1枚提出すれば事足りるという、それほど簡単で安易なものではありません。実弾を使用することは、最悪の場合、人の死につながることも想定されます。慎重にも慎重を重ねることが求められます。事故が発生した場合の責任の所在は、町と従事者である猟友会員となります。善意の気持ちから活動する猟友会に過度のお願いは慎み、猟友会の意向を最大限に尊重していかなければならないものだと考えております。このことについては、被害当事者である農家の皆さんにも十分ご理解をお願いするものであります。

次に、里山の猿対策についてのご質問にお答えします。

まず、檻捕獲の状況について申し上げます。

現在、八森、峰浜地区にそれぞれ8基ずつ計16基の檻を設置し、9月5日現在の捕獲数は30頭で、昨年の実績を上回っています。捕獲数が昨年を上回ったことについては、猿の数が増えていることもありますが、出没情報をもとにこまめに設置場所を移動した結果だと判断しています。しかし8月下旬以降は、大豆や稲の実りに合わせて移動範囲

が拡大し捕獲数が減ってきています。

次に、奥山の基準を明らかにということですが、奥山の基準については特定の定めはありません。イメージとしては、集落や農耕地など日常生活のエリアから相当離れ、主要な林道の終点近くと捉えています。今のところ、青秋林道と水沢山林道の2カ所に放獣しています。

最後に今後の対策についてであります。実施方針にも掲げておりますが、従来から迫り上げを中心とした被害防止対策に、銃を使った捕獲活動を加えて実施していきませんが、捕殺に偏重することなく総合的に実施してまいります。

田んぼに猿が入ると臭いがついてしまうとか、自分は忙しくて見守りができないから役場や猟友会がしっかりやってほしいといった声もございしますが、被害者意識をただ押し通すばかりでなく、農家が自主努力してやるべきことはやらしてもらい、町は行政としてやるべきことはやる、その上に立って猟友会や県等へ支援・協力を求めるといった責任と役割を認識して、一丸となった猿害対策に取り組むことが重要であると考えております。今後、捕獲活動を実施するにしても、どの程度の効果があるかは未知数です。また、全国の例からも猿被害がなくなるわけではありません。捕獲活動に過度の期待をかけることは禁物であり、一つの有効な手段であると捉えるべきものと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。

なお、お願いを申し上げますが、質問要旨、できるだけ簡明にお願いいたしたいと思っております。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） どういう意味でしょうか。質問要旨を、私は質問したことに対して、答弁したことに対して質問します。どのようなこと、今から質問する前にそういうふうな発言はちょっとやめていただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 質問する前ですのでお願いを申し上げました。質問してからでは遅いのでお願いをした次第であります。

○14番（見上政子君） どうして私だけにそういうことを言うのでしょうか。後でちゃんと議論したいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） あなたの時間が長かったからです。くどくどと同じことを何回も重ねてるから。あなたは十分やってるように思われるかもわかりませんが、全体として議事の進行を考えた場合に必ずしも適切だとは思いません。したがってお願いを申し上げた次第であります。どうぞ。

○14番（見上政子君） 再質問をお願いいたします。

まず減免申請ですけれども、文章の中に何度も「きわめて例外的なことである」ということを言われてます。この減免申請をすることがきわめて例外的なこととして考えておられるのか。これは生活保護基準ぎりぎりの基準ということで規則の中に載ってます、

その場合は減免申請をできるということが載っています。それが例外的なことになるのでしょうか。

それから同意書ですけれども、申請すれば家族全員の同意書を求められます。家族全員。申請者ではなくて家族全員の同意書を求められます。これについて先ほどの答弁の中で、申請者の同意書ということもニュアンスとして聞いたような気がするんですけれども、申請者の同意書であったら、それは同意書としてそれは構いません。ただ行った場合に家族全員、生計を一にしているですから家族、それから孫家族、孫、全員の通帳をそこに調べるということになります。そういうことは今どこでもやってないということは、それは、八峰町はあくまでも頑張っていてやっていくということだと思えるんですけれども、その家族と本人の同意書についてももう一度お願いいたします。

それから合併したから10カ所ということですが、八峰町と、それから八森と、それから峰浜と合併して10カ所の金融機関ということ。これはできるものではありませんけれども、前回、私一般質問したときは、八森の場合、4金融機関から同意書もらうということでした。生活保護基準の人たちというのは別に隠しマネーを持つほどの大金持ちではありません。ほとんど残高何百円です。その何百円の残高のために銀行の裏口に行って、もう3時以降は、閉めてますので、店長が取り扱って「何ですか」、「こうこうこういうわけで」ということ、その訳を言わなければなりません。本当にそれは今せつなくて大変でお願いしていることに対する、これは本当に権利の侵害ではないでしょうか。権力の押しつけではないでしょうか。そのことについて改めてまた質問をいたします。

それから、灯油とか重油とかそういうものについては何らかの支援をしていきたいということで、これは大変期待をして受け止めたいと思います。

農協で灯油の支援をしているようですけれども、これも実際に値段を聞いてみたんですけれども、ハウスの人たちはこの間、非常に大変な思いをしているということがわかりますので、この点もどうか考えていただきたいと思います。

それから猟友会、猿のことですけれども、捕獲に過度の期待をかけないでほしいというふうなことを言われました。こんなに被害が広がっていて本当に今、生活のためでなくても高齢者の方々はこれを生きがいにしております。これに対して猿を捕殺するということは、それは大変なことはよくわかります。銃を使うわけですから、その点はよくわかるんですが、ただ、その過度の期待をかけないでほしいということはどういうふうなことなんでしょうか。これをやっぱり期待してます。今、猿が広域農道も歩いてますし、今度、自分の方に来るのではないか。もし峰浜地域に猿が出没したら、これは本当に大変なことになると思いますので、この意味をもう一度お聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 例外的な云々の話をしましたけれども、先ほど言ったように原則

的にはやっぱり我々国民としては納税する義務があるというのは、これは当然だわけで基本原則であります。したがって、ただそういう中において担税力がない人はどうしてもいるわけですから、これはやっぱり我々としても認めなきゃならないし、そういう意味でこの例えばですね、各市町村の減免取扱要領も様々でございます。極端なものもございませぬけれども、こういうことをはっきり謳っているところもあります。例えばある市ですけれども減免規定の適用解釈の基本というのがありまして、その中には、減免規定は下記の理由により高度に狭義に厳格に適用解釈されなければならない。すなわち我が国のような私有財産制度を根幹とする租税制度においては、租税法律主義の原則によって租税法の適用解釈が他の分野における法のそれらとの比較において総体的にも、また、租税法の重要な目的としての租税負担の公平の実現のために絶対的にも厳格を要請されていることにより、①に、形式的には国民の財産権保障の例外として課税規定が位置づけられていることから、その課税規定の例外であると言える減免規定は例外中の例外でという地位にある。こういう減免規定の要領にこういうふうなことがばっちり謳っている市町村もあります。ただ、うちの方はそういうふうなことは謳っていませんけれども、ただ、うちの方の減免取扱規則の中では2条の3項に、担税力の有無は納税義務者、これは生計を一にする親族を含むと、その先ほど見上さんがおっしゃってましたけれども給料、年金、退職金、保証金、すべての収入及び預貯金、これらをですね、総合的に判断して生活保護基準を目安として決めるものだという表現になっています。そしてまた5条に、この減免申請書の提出があった場合は、実態調査等の方法に申請内容を確認しなければならないと、こういうふうになっています。したがって、先ほどですね、これ規定からいくと同意ということは出てきませんが、本来提出する申請書と、それを証明する資料を出して一緒に提出すればよろしいんですけれども、ただいろいろ非常に難儀なこともあると、確認するために。したがって、同意書を提出いただければ私の方でそれらの点についてはやりますと。しかも、ここにあるように生計を一にする親族ですから、当然、やっぱり同じ世帯ですね、共同生活をしている、そういう人方の日常生活のですね、源を一緒にしているような親族についてのこともですね、一緒に、その担税力の有無も調査するということになっていますので、だから私の方では生計を一にする、そういう人の親族についても一緒にお願いしますということでやっています。そういうことですので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、私の方では個別にですね、さっきあなたがおっしゃったように隠し金があるとかないとかの問題でなくて、やっぱり減免するわけですから私はこういう裏づけでね、どうしても納税する力がないんだということをただ証明するものをはっきり出せばいいわけですから、その方がより明確にですね、しっかりした形で減免の適用を受けられることになると思いますので、そういう立場でね、やっていただければ、我々それに対してどうのこうのというわけではございませぬので、ぜひよろしくお願ひしたいと思

います。

それから灯油支援については、まず前向きにやっていきますので、それはそれとしてよろしいんじゃないかと思えます。

それから猿害の関係で、最後の方で捕殺に過度の期待をかけるなど言ったのは、鉄砲ですね、どんどんやれば猿害は完全になくなるという、そういう安易な考え方では困りますよと。これも一つの手段として使っていきますけれども、別の手段を含めて総合的にやっていかなければ、これにだけ期待をかけてもらっても困りますという意味で発言したのであります。したがって、先ほどいろいろ石塚議員から提案されたああいうシステムの導入であるとか、これから考えていかなきゃなりませんけれども、これやったからもう猿害がなくなったという地域はどこにもありません。したがって、これだけで十分ということはいきませんので、これプラスいろんなことを考えながらさらに強化していく、そしてまたみんなで力を合わせてですね、持ち場・持ち場で頑張っていかなないとなかなか解決できる対策にはなっていないんじゃないかなと思えますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再々質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 減免申請のところで家族の同意書が町長の方からはっきり、家族の同意書だということでは言われましたけれども、これは今、全県的にいろいろ生活と健康を守る会でも県と交渉しておりまして、県の指導では同意書というのは申請者の同意書である。申請者が同意書を金融機関とか提出にないものを調べる、これは町で行うのは構わないけれども、同一世帯は、これは県の指導としてはやらなくてもいいというふうなことが言われております。これをどうしてもやるということですが、一応参考のために言っておきます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私はですね、八峰町の町税等減免取扱規則の先ほど申し上げました2条3項に、担税力の有無は納税義務者（生計を一にする親族を含む）と、こういうふうにはっきり謳っています。したがって、これの規則に則ってですね、やっているわけですので、この規則がですね、間違いであるとか、そういう申請者本人だけに限るべきだとかという指導は県からは受けておりません。

○議長（阿部栄悦君） 以上をもちまして14番議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。 本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。 御苦労さまでございました。

午後 0 時 5 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人

平成20年9月19日（金曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成20年9月19日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第77号 平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第78号 平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第79号 平成19年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第80号 平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第81号 平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第82号 平成19年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第83号 平成19年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第84号 平成19年度八峰町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第85号 平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第86号 平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第87号 平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第88号 平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第89号 物品の取得について
- 第15 請願第 2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

- 第16 陳情第 4号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）
- 第17 陳情第 6号 過激な農薬取締法により、植物からなる、農業用資機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書
- 第18 陳情第 7号 後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書
- 第19 請願第 3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 第20 発議第 9号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について
- 第21 陳情第 8号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める要請書
- 第22 発議第10号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書の提出について
- 第23 陳情第 9号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める要請書
- 第24 発議第11号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について
- 第25 陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める要請書
- 第26 発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第27 陳情第11号 「地方消費者行政の根本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 第28 発議第13号 非核平和宣言に関する決議案の提出について
- 第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第30 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	福司和明
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	木村学	税務課長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教育次長	伊藤進	学校教育課長	伊勢均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	齊藤なつ子
--------	------	----	-------

午後1時開議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長より、追加議案の取り扱いについて協議するため議会運営委員会の開催を求められておりますので、暫時休憩いたします。

午後1時1分 休憩

.....

午後1時2分 再開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、先ほどの議会運営委員会において決定され、皆さんのお手元に配付いたしました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月11日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた日程第2、議案第77号、平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第88号、平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての議事につきましては、決算特別委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長菊地 薫君。はい、決算特別委員長。

○決算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月11日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月11日・12・16日及び17日の4日間にわたり分科会を、並びに18日及び本日の2日間にわたり決算特別委員会・分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第77号、平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第78号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第79号、平成19年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第80号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第81号、平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第82号、平成19年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第83号、平成19年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第84号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第85号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第86号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第87号、平成19年度八峰町漁業集

落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第88号、平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算は全会一致で、それぞれ認定すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

なお、決算特別委員会から、平成19年度決算に関する付帯意見を後日、文書にて提出いたします。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 日程第2、議案第77号、平成19年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） 全体会の中で全部の一般会計についていろいろ審議しましたがけれども、私は建設関係、農林水産加工、1億円の公園、そしてハタハタ館と大変建設ラッシュが続きました。そこで、その中で町の持ち出しが増えているところはかなりあります。こういう意味で、私は19年度一般会計歳入歳出決算について反対をいたしました。

また、税の収入未収額が昨年よりもかなり増えております。これは所得の格差によって差のある人たちに対する何かからの対策を講じていかなければならない。こういう意味で減免申請に対しても大変厳しい状態であるということで、私はこのことについて反対をいたします。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定とすべきものがあります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第77号は認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第78号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） 議案第78号、このことについても全体会でも委員会でも討論し

ましたけれども、昨年に引き続き未収額が増えていること、国保税の未収額が増えていること、また、申請減免が非常に例外的な行為としてみていること、それと資格証明書の発行が乳幼児も含めて資格証明書を発行している、こういう国保税のあり方では困ると思ひまして、私は反対をします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定すべきものとするものであります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第78号は認定することに決定いたしました。

日程第4、議案第79号、平成19年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定すべきものとするものであります。お諮りします。本案について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は認定することに決定いたしました。

日程第5、議案第80号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 議案第80号についても委員会でも全体会でも討議しましたけれども、介護保険の収入未済額が非常に増えております。これはやはり払うのが大変だという世帯が増えていることだと思ひます。それと介護保険の利用料も、これも町の補助

がほとんどなく利用するのも高額で大変だという、こういう声が多く聞かれます。私はそういう意味で、この会計歳入歳出決算について反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第80号は認定することに決定いたしました。

日程第6、議案第81号、平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第82号、平成19年度八峰町基川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第83号、平成19年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第84号、平成19年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第85号、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第86号、平成19年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第87号、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第88号、平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第81号、平成19年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定から日程第13、議案第88号、平成19年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については一括議題とすることに決定しました。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第81号から議案第88号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は、認定すべきとするものであります。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号から議案第88号は認定することに決定いたしました。

以上をもって、平成19年度歳入歳出決算認定に関わる議題については、全て認定されました。

日程第14、議案第89号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長(嶋津宣美君) それでは、議案第89号についてご説明いたします。

物品の取得についてであります。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

内容について説明いたします。

1つ目の物品名ですけれども、戸籍電算システムソフトウェア、ハードウェア関係でございます。

2つ目が取得価格は、一金1,575万円也でございます。

3つ目の取得方法、随意契約となります。

4つ目の相手方ですけれども、富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共システム事業部東日本営業統括部 東北支店 支店長 菊池直行であります。

平成20年9月19日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由。戸籍電算システム用の物品を取得しようとするものであります。

先ほどお渡しした1枚紙の戸籍の電算化の資料をご覧ください。

戸籍電算システムについては、8月26日に戸籍電算システム導入選定委員会、いわゆるプロポーザル方式によるデモンストレーション及び審査を行いました。指名審査会において5社の指名を行いましたけれども、うち2社が辞退しております。日本電気NECです。もう1社が日立情報システムシステムズの2社が辞退しております。28日の日は、次の3社が参加してプロポーザルを実施しております。1つ目がアイ・エム・サービス秋田株式会社です。それともう一つが富士ゼロックスシステムサービス株式会社、

3社目が東光システムサービス株式会社の3社でございます。

プロポーザルによる町の規定によりですね、審査の結果、審査の中にはそれぞれ審査基準があるわけですが、価格面も含めた総合評価で行いましたので、上の方からアイ・エム・サービスはIBMを主とするメーカーさんですが、得点が106.2点。それから富士ゼロックスが最高得点172.8点。それと東光システムサービスが92点。内容は全般的に富士ゼロックスが機能的にも、更には価格面でもですね、機能がよくて価格が安いという評価になりまして、172.8点という高点がついております。

以上をもって特定したわけですが、これまで最終的にはプロポーザルの場合は随契になりますので、価格面のことはそのプロポーザルの中でおさえておりましたので詰めてまいりました。総額では5,302万5,000円という事業費になるわけでございます。ただ、全てが機械導入ということでなくて、戸籍の電算化でございますので現在の紙ペーパーのものを文字として電子データとして入力する作業がございますので、二手にこの契約内容が分かります。1つが今日ご提案のシステムですね、機械、それからその動かすハード・ソフト、これらを含めたものが1,575万円。内訳は、今年度はこれは該当するところがありませんけれども、来年度の稼働期に合わせて1,575万円という契約になります。それからもう一つの方が、紙ペーパーのものを入力したり、それから不明の部分の関係町村に問い合わせしたりする、そういう作業があるわけですが、それを導入業務といいます。これが早速、今年度から作業にかかって来年度の稼働まで作業が続くということで、この導入業務の方が3,727万5,000円。うち、今年度が1,207万5,000円、来年度、21年度の場合は2,520万円ということで、こういうふうに年度割になります。この5,302万5,000円なんですけれども、このうちで議会の議決の方に付すべき要件は、この上記の方のシステムの方です。21年度にかかる分ですが、1,575万円、これを今回の物品の取得ということで提案をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この戸籍電算システムというのは、全てが電算式になるのではないというふうなことが言われましたけれども、これは住基ネットに繋がるような、私、全然知識があれですので個人情報とかも組み込まれているようなものの電算システムなんですか。お知らせ願います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今のご質問ですけれども、戸籍の電算システムは町村によっては同じメーカーさんとなる場合もあるんですけれども、八峰町の場合は独立いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時27分 休 憩

.....
午後1時33分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題とします。

産業建設常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。今井産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成20年6月定例会において産業建設常任委員会に付託となった、農民運動秋田県連合会から提出されていた請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についての審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る9月2日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査いたしました。

本請願は、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは国際的な価格の高騰に負担することになるほか、国内では生産過剰が米価下落に繋がり、生産調整が

拡大・強化される矛盾が生じているとしてミニマムアクセス米の輸入停止を求めるものであります。

しかし、日本は1993年のWTO農業協定合意のもとに国産米の価格需給に影響を与えないように加工米の中心の輸入販売を行うなどの措置を講じており、米価下落の要因とはなっていないとの立場イコール考え方であります。

稲作農家の現状を考えると請願の趣旨はよく理解できるものの、直ちに輸入を中断することは得策とは言えないとの考えから、本請願は全会一致で不採択とするべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 委員会では不採択になったようですが、私はこの請願に賛成をいたします。

77万トンも輸入されています。それが今、三笠フーズでも問題になっているとおり、外国からの、海外からの輸入というのはあらゆる問題が含まれて、私たち国民の中に浸透してきています。ぜひ国内の自給率を高め、そしてWTOの交渉の場で力強く、このミニマムアクセス米の輸入の中止を求めることを私は強く求めます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択であります。本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第16、陳情第4号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択についてを議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

平成20年6月議会定例会において総務常任委員会に付託となった、秋田県平和委員会から提出されていた陳情第4号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択についての審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る8月6日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、イラク派兵については国の防衛政策の重要な課題であり、安易に結論を出すべきではないとの意見に集約され、いま一度議論をすることとして、全会一致で継続審査とすべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号については、委員長報告のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は継続審査とすることに決定いたします。

日程第17、陳情第6号、過激な農薬取締法による、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書を議題とします。

今井産業建設常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。今井産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成20年6月議会定例会において産業建設常任委員会に付託となった、合資会社緑源から提出されていた陳情第6号、過激な農薬取締法による、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書についての審査の経緯と結果につ

